

【ウェビナー】FTAの有効活用による海外展開の進め方
～TPP11の概要と活用メリット～

「TPP11特恵関税の活用メリット」

2021年1月13日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部上席主任調査研究員 長島忠之



日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部上席主任調査研究員
長島忠之(ながしまただゆき)

1979年日本貿易振興会(現日本貿易振興機構)入会。海外調査部調査企画課長、監査室長、対日投資部長、海外調査部長、理事などを歴任。海外勤務は、1989～1992年ウルグアイ日本国大使館二等書記官、2000～2005年ジェトロ・メキシコ事務所次長。2016年4月から現職。

本日の内容

1. TPP11のメリット
2. TPP11の特恵関税の確認
3. TPP11の特恵関税を適用するための「資格審査制度」
～大切な原産地規則/自己申告制度と検認～
4. TPP11の活用に向けて(社内体制の整備)
(参考)相談窓口

1. TPP11のメリット

TPP11の概要

■ TPPとは(TPP : Trans-Pacific Partnership)

環太平洋パートナーシップはアジア太平洋地域の12カ国が参加する広域経済連携協定の枠組み。2010年交渉開始、2016年2月署名。2017年1月に米国が離脱宣言したため、2017年11月、米国を除く11カ国で新協定に大筋合意、2018年3月署名。

■ TPP参加国(12カ国→11カ国)

シンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本、(米国)

■ 交渉の経緯

2006年5月	シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ間で環太平洋戦略的経済連携協定(P4)発効
2010年3月	8カ国でTPP交渉開始
2013年7月	日本が交渉参加(計12カ国)
2015年10月	TPP12カ国間で大筋合意(米国、アトランタ)
2016年2月	TPP12カ国間で署名(NZ、オークランド)
2017年1月	米トランプ大統領がTPP離脱の大統領覚書発出
2017年5月	米国を除く11カ国でTPPの早期発効に向けた検討を行うことで合意
2017年11月	TPP11閣僚会合(ベトナム、ダナン) 大筋合意
2018年1月23日	高級事務レベル会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名(チリ、サンティアゴ)
2018年12月30日	発効(日本・メキシコ・シンガポール・NZ・カナダ・豪州)*ベトナムは2019年1月14日

■ TPP協定章立て

- 第1章 冒頭の規定及び一般的定義
- 第2章 内国民待遇及び物品の市場アクセス
- 第3章 原産地規則及び原産地手続
- 第4章 繊維及び繊維製品
- 第5章 税関当局及び貿易円滑化 (1項目凍結)
- 第6章 貿易救済
- 第7章 衛生植物検疫(SPS)措置
- 第8章 貿易の技術的障害(TBT)
- 第9章 投資 (1項目凍結)
- 第10章 国境を越えるサービスの貿易 (2項目凍結)
- 第11章 金融サービス (1項目凍結)
- 第12章 ビジネス関係者の一時的な入国
- 第13章 電気通信 (1項目凍結)
- 第14章 電子商取引
- 第15章 政府調達 (2項目凍結)
- 第16章 競争政策
- 第17章 国有企業及び指定独占企業 (1項目凍結)
- 第18章 知的財産権 (11項目凍結)
- 第19章 労働
- 第20章 環境 (1項目凍結)
- 第21章 協力及び能力開発
- 第22章 競争力及びビジネスの円滑化
- 第23章 開発
- 第24章 中小企業
- 第25章 規制の整合性
- 第26章 透明性及び腐敗行為の防止 (1項目凍結)
- 第27章 運用及び制度に関する規定
- 第28章 紛争解決
- 第29章 例外
- 第30章 最終規定

(注) 緑字カッコ内は、TPP11協定(CPTPP)における凍結項目数

TPP11の意義

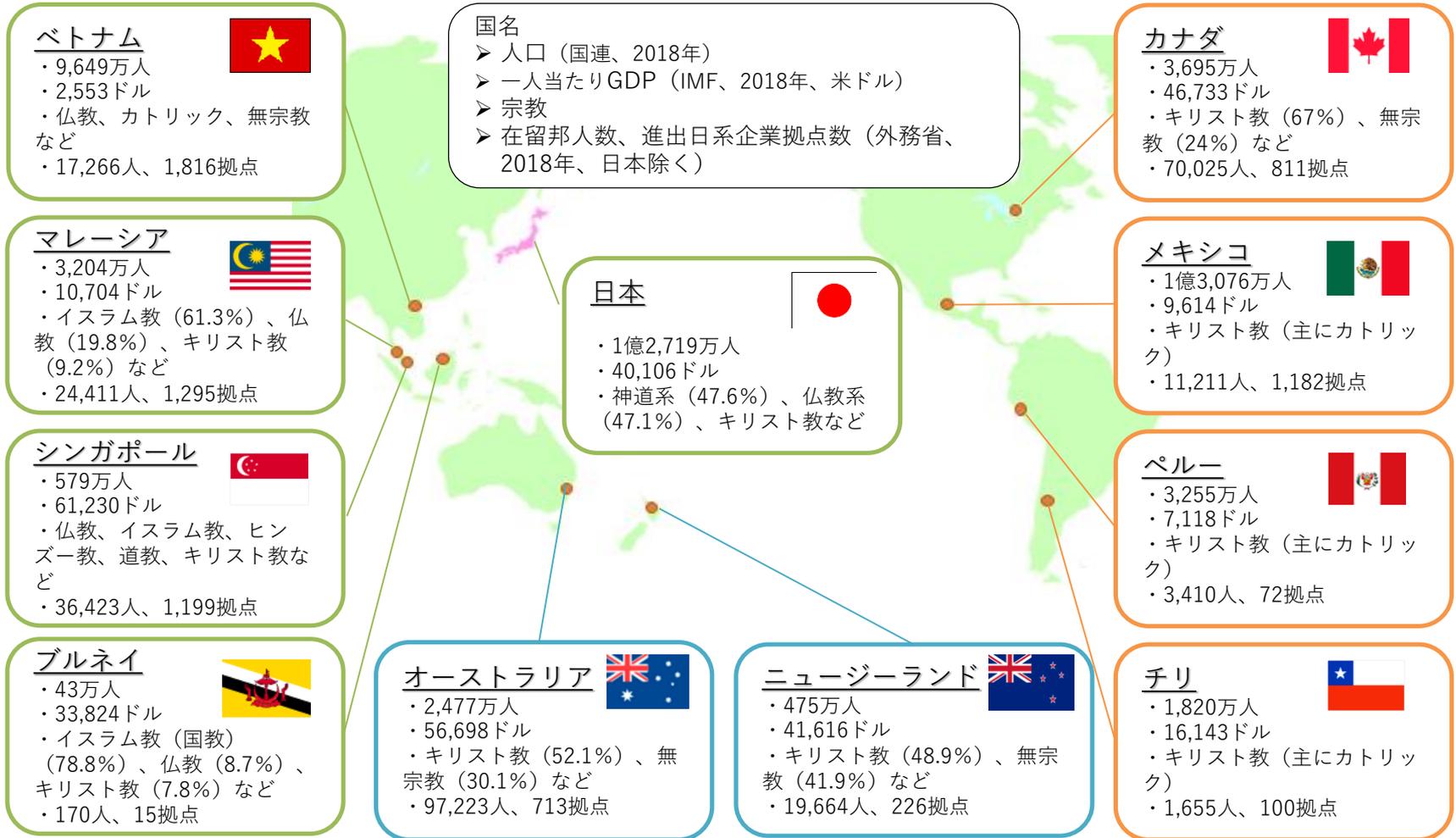
経済的意義

- ◆モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野での21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- ◆今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

戦略的意義

- ◆自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールに新たなスタンダードを提供。
- ◆アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

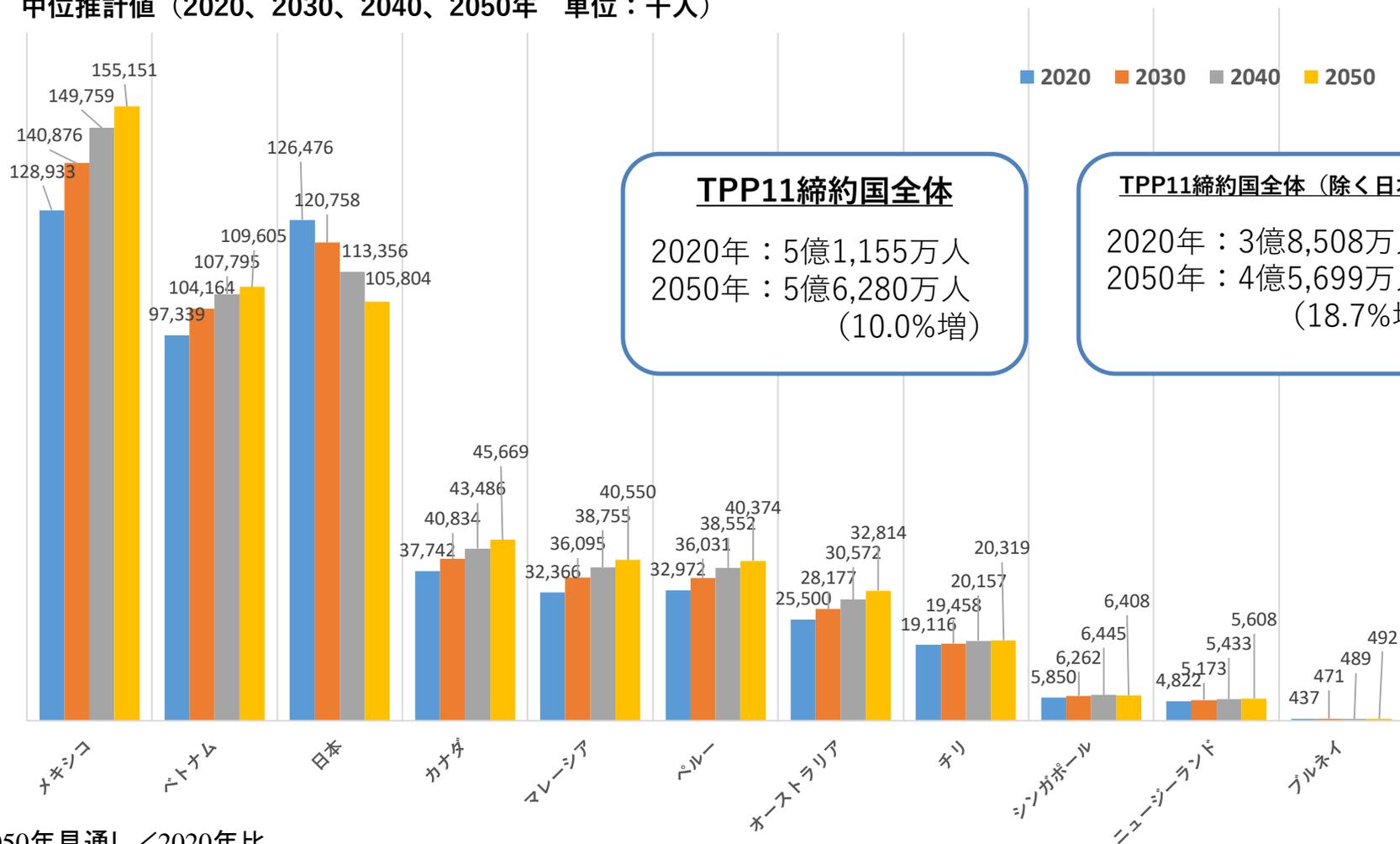
TPP11締約国一覧



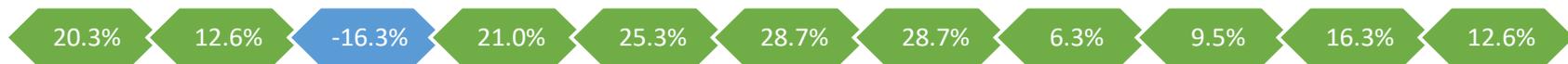
(出所) 国連、IMF、ジェトロ、各国政府機関

TPP11締約国の人口見通し

中位推計値（2020、2030、2040、2050年 単位：千人）



2050年見通し／2020年比



TPP11解説書 *ジェットロウェブサイトにて公開

経済産業省委託事業 平成29年度補正
「グローバル企業展開・イノベーション促進事業（経済連携協定利用円滑化事業）」

TPP11解説書

TPP11の特恵関税の活用について



JETRO 日本貿易振興機構(ジェトロ)

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp.html>



TPP11について

日本を含む11カ国が加盟する「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP、通称TPP11）」が2018年12月30日に発効いたしました。TPP11では、日本を除く10カ国で99%の関税撤廃が約束されており、物品貿易でのメリットが期待されています。加えて、投資を促進する規定が盛り込まれている。電子商取引などの分野におけるルール形成も行っています。本ページでは、TPP11の基本情報に加え、物品貿易のメリットを感度した特恵関税活用に関する情報を中心に提供いたします。

なお、TPP11は、米国を含めた12カ国で2016年2月に署名された「環太平洋パートナーシップ協定（TPP）」を基礎としています。

TPP11とTPPの関係

TPP11は、全30章に及ぶ広範な通関ルールを規定したTPP協定の各規定を原則として取り込みつつ、それのうち22項目を凍結項目（特定規定の適用の停止）として定めました。その多くが米国の主張によりTPP協定に加えられた要求度の高い項目でしたので、凍結によって特に新興・途上国には受け入れやすい内容となったといえます。また、凍結項目は全体から見ると一部に留まっており、そのうち11項目は第18章の知的財産権の章に関連しています。注目度の高い市場アクセス（関税撤廃など）、原産地規則、電子商取引、国有企業など、TPPで合意されたルールの多くは、TPP11にそのまま受け継がれています。

TPP11の特恵関税および原産地規則

「CPTPP 日EU・EPA 海外でチャンスをつかむ」 [📄 \(10.3MB\)](#)

TPP11の概要、特徴、FTA/EPA利用事業事例を紹介しています。

TPP11解説書：TPP11の特恵関税の活用について [📄 \(8.6MB\)](#)

TPP11特恵関税の調べ方、TPP11を使って輸出等を行う際に必要な原産地規則の読み方や基本ルールなどを解説しています。

- ・輸出用原産地証明書サンプルフォーム [📄 \(1.7KB\)](#)（解説書123ページ参照）

分野別関税撤廃スケジュールリンク集

分野別の個別品目についての関税撤廃スケジュールがご覧いただけます。

TPP11の概要

TPP11およびTPP協定（英文・訳文）（内閣官房TPP等政府対策本部）

- ・ TPP11およびTPP協定（英文） [📄](#)
- ・ TPP11およびTPP協定（訳文） [📄](#)

TPP協定の章ごとの内容（内閣官房TPP等政府対策本部） [📄](#)

TPP等政府対策本部のウェブページへのリンクです。

TPP11およびTPPの合意内容などに関する関連情報

- ・ 内閣官房TPP等政府対策本部 [📄](#)
- ・ 経済産業省：TPP（環太平洋パートナーシップ） [📄](#)
- ・ 農林水産省：TPPについて [📄](#)
- ・ 財務省：報道発表 [📄](#)

Contents

関税編

A：輸出する品目のHSコードを特定する

1. HSコードの特定

1-1 HSコードとは	10
【参考】HSコードの改正	11
1-2 HSコードの調べ方	13
【参考】TPP11における事前告示制度	18

B：関税率を調べる

2. 関税率の調べ方

2-1 関税率の種類	22
2-2 関税率を調べる手順	23
2-3 通常適用される税率(MFN税率)を調べる	24
【参考】情報技術協定(ITA)について	25
2-4-1 ①「譲許表」の見方	26
2-4-2 ②「実施区分」の確認方法	27
【参考】関税撤廃の取り決め	28
2-4-3 ③「段階的撤廃(移行)」の考え方	29
2-4-4 ④関税率の計算方法	30
【参考】各国の譲許表と品目別原産地規則(PSR)	31
【参考】物品貿易に関するその他の留意点	32
2-5 その他のEPA税率を調べる①	36
2-5 その他のEPA税率を調べる②	37
2-6 MFN税率とTPP11税率、EPA税率を比較する	38
【参考】「World Tariff」の使い方	39
【参考】課税標準について	41

3. TPP11による関税撤廃・削減で想定されるビジネス事例

3-1 これまでEPAを締結していない国への輸出	42
3-2 既存EPAよりも有利な条件のもの	43

4. 各国の関税引下げ方法(実施区分)と情報源

4-1 カナダ(実施区分一覧)	44
-----------------	----

カナダ(固有の実施区分)	45
カナダ(情報源)	46
4-2 メキシコ(実施区分一覧)	47
メキシコ(固有の実施区分)	48
メキシコ(情報源)	49
4-3 チリ(実施区分一覧)	50
チリ(情報源)	51
4-4 ペルー(実施区分一覧)	52
ペルー(情報源)	53
4-5 マレーシア(実施区分一覧)	54
マレーシア(情報源)	54
4-6 シンガポール(実施区分一覧)	55
シンガポール(情報源)	55
4-7 ベトナム(実施区分一覧①)	56
ベトナム(実施区分一覧②)	57
ベトナム(固有の実施区分)	58
ベトナム(情報源)	59
4-8 ブルネイ(実施区分一覧)	60
ブルネイ(固有の実施区分)	61
ブルネイ(情報源)	61
4-9 豪州(実施区分一覧)	62
豪州(固有の実施区分)	62
豪州(情報源)	63
4-10 ニュージーランド(実施区分一覧)	64
ニュージーランド(情報源)	64
4-11 日本(実施区分一覧①)	65
日本(実施区分一覧②)	66
日本(実施区分一覧③)	67
日本(実施区分一覧④)	68
日本(固有の実施区分①)	69
日本(固有の実施区分②)	70
日本(固有の実施区分③)	71
日本(固有の実施区分④)	72
日本(固有の実施区分⑤)	73
日本(情報源)	74

原産地規則編

C：原産地規則を満たしているか確認する

5. 原産地規則

5-1-1 原産地規則の概要	76
5-1-2 原産地規則の全体像	77
5-2 TPP11における原産性の判断基準	78
5-3-1 原産性判定方法① 関税分類変更基準	82
5-3-2 原産性判定方法② 付加価値基準	85
5-3-3 原産性判定方法③ 加工工程基準	89

6. 救済規定

6-1-1 関税分類変更基準を満たさない場合の救済規定～僅少の非原産材料(デミニマス)～	92
6-1-2 デミニマス・ルールの例外(適用できないケース)	93
6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ(1)	94
6-2-1 付加価値基準の救済規定 ロールアップ(2)～内製部材に含まれる非原産材料にも適用～	95
6-2-2 付加価値基準の救済規定 トレーシング	96
6-2-3 付加価値基準の救済規定 材料の価額(1)～生産に使用される材料の価額～	97
6-2-3 付加価値基準の救済規定 材料の価額(2)～材料の調達価額の基準と有利な調整～	98
6-2-4 自動車分野の品目別原産地規則	99

7. 累積

7-1-1 累積～柔軟なサプライチェーンの実現～	102
7-1-2 累積～PSRの基準を複数国の工程で達成～	104

8. その他の規定

8-1 再製造品	106
8-2 代替性のある商品または材料	107
8-3 附属品等、小売用または輸送用の包装・こん包材料及び容器の扱い	108
8-4 製品のセット	109
8-5 通過及び積替え	110

9. 繊維及び繊維製品の原産地規則

9-1-1 非原産材料を使用して生産される産品	112
9-1-2 繊維-製品種類別のPSR概要	113
9-2 弾性生地、縫糸、縫糸・ルールの併用100%の産物または帯	114
9-3 繊維製品におけるデミニマス・ルール	115
9-4 ショートサプライ・リスト(SSL)	116
9-5 手芸品または民芸品、製品のセット	117

D：原産地証明書を準備する

10. 証明手続き

10-1 日本が締結したEPAにおける原産地証明制度	120
10-2-1 特恵待遇の要求	121
10-2-2 特恵待遇の要求 原産地証明書の記載事項とイメージ図	122
10-3 軽微な誤り、表現の相違の取り扱い	124
10-4 輸入・輸出、書類保存に関する義務	125
10-5 原産地証明書の根拠	126
10-6 根拠書類の一例	127
10-7 原産性の確認手続	133
10-8 秘密の取扱い・罰則	135

物品：関税（相手国の関税撤廃率）

TPP参加国の関税撤廃率

	日本	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール
品目数ベース	95%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%

メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
99%	100%	99%	100%	100%	100%
99%	100%	100%	100%	100%	100%

〔出所〕 「TPPにおける関税交渉の結果」（内閣官房TPP政府対策本部、2015年10月）

〔参考〕 日本の直近のEPAにおける関税撤廃率：89%。

ニュージーランド、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃

- ・2018年11月15日現在、我が国を含む7か国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報を行っております。

2018年 6月28日 メキシコ

2018年 7月 6日 日本

2018年 7月19日 シンガポール

2018年10月25日 ニュージーランド

2018年10月26日 カナダ

2018年10月31日 オーストラリア

2018年11月15日 ベトナム

[出所]内閣官房TPP等政府対策本部ウェブサイト

TPP委員会について

* TPP委員会は、協定に基づく、協定の運営等に関する最高意思決定機関。2019年1月(東京、閣僚級)、同10月(NZ、事務レベル)に続き2020年8月に第3回(テレビ会議形式、メキシコ主催、閣僚級)を開催。来年(2021年)は、我が国が議長国となる予定(ローテーション制)。

■ 第1回TPP委員会開催(2019年1月19日/東京) – 11カ国閣僚声明要旨

- ・協定発効・第1回委員会開催を祝福、自由貿易推進等に向け、協定の円滑な実施とその拡大のための重要な出発点との認識を共有。
- ・11か国の結束維持の重要性を再確認、全ての署名国について協定が早期発効することへの期待を表明
- ・新たな国・地域の加入を通じ協定を拡大していくという強い決意の表明

■ 第2回TPP委員会開催(2019年10月7-9日/オークランド) – 11カ国の共同声明要旨

- ・今回の一連の会合での議論は、協定を完全かつ適切に実施するという観点から行った。
- ・全ての署名国による協定の早期発効のための努力を支持し、促進する。
- ・他のエコノミーにより継続的に示されているTPP11加入への関心を歓迎。

■ 第3回TPP委員会開催(2020年8月6日/テレビ会議形式、メキシコ主催) – 11カ国閣僚共同声明要旨

- ・コロナ危機からの経済回復において、TPP11を通じた自由貿易の推進が重要であることを確認。
- ・コロナ後の貿易の回復のための実践的なステップの探求の一環として、サプライチェーンの強靱化のための専門家間の意見交換の促進、デジタル化に向けたTPP11の活用についての検討の取組を歓迎。
- ・デジタル経済を扱う専門の補助機関の設置が有益であるとの認識を共有。
- ・ルールに基づく多角的貿易体制の支持、WTO改革の重要性で一致。
- ・未締結国による国内手続の早期に完了に向けた努力に関する情報を評価。
- ・いくつかのエコノミーが本協定の高い水準を受け入れる意志を示し、加入に関心を示していることを歓迎。

[出所]内閣官房TPP等政府対策本部ウェブサイト

【日本の経済連携協定(EPA)締結状況➡重層化】

EPA	発効年・月	EPA	発効年・月
シンガポール	2002.11	スイス	2009.09
メキシコ	2005.04	ベトナム	2009.10
マレーシア	2006.07	インド	2011.08
チリ	2007.09	ペルー	2012.03
タイ	2007.11	オーストラリア	2015.01
インドネシア	2008.07	モンゴル	2016.06
ブルネイ	2008.07	TPP11	2018.12
ASEAN	2008.12	EU	2019.02
フィリピン	2008.12	英国	2021.01
		(署名済)	RCEP

 ASEAN加盟国
  TPP11加盟国(発効国)
  他EPAとの比較が必要
  TPP11加盟国(未発効国)

【日本の経済連携協定(EPA)締結状況➡重層化】

◎:発効 ○:未発効(国内手続き未完了) □:署名済

	二国間EPA	日ASEAN・EPA	TPP11	RCEP
ASEAN				
ブルネイ	◎	◎	○	□
カンボジア		◎		□
インドネシア	◎	◎		□
ラオス		◎		□
マレーシア	◎	◎	○	□
ミャンマー		◎		□
フィリピン	◎	◎		□
シンガポール	◎	◎	◎	□
タイ	◎	◎		□
ベトナム	◎	◎	◎	□
中国				□
韓国				□
インド	◎			
モンゴル	◎			
EU	◎			
英国	◎			
スイス	◎			
カナダ			◎	
メキシコ	◎		◎	
チリ	◎		○	
ペルー	◎		○	
オーストラリア	◎		◎	□
ニュージーランド			◎	□
(参考)米国	日米貿易協定			

既存の経済連携協定(EPA)とTPP11(例:ベトナム)

協定名	署名	発効
日・ASEAN包括的経済連携協定(EPA)	2008年4月1日	2008年12月1日
日・ベトナム経済連携協定(EPA)	2008年12月25日	2009年10月1日
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11)	2018年3月8日	2018年12月30日 (日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州) 2019年1月14日 (ベトナム)
地域的な包括的経済連携協定(RCEP)	2020年11月15日	? (発効:ASEAN加盟6カ国+ASEAN以外3カ国の国内手続き終了。その批准書等を寄託した日の後60日で効力が生じる。)

既存の経済連携協定(EPA)とTPP11(例:メキシコ)

協定名	署名	発効
日・メキシコ経済連携協定 (EPA)	2004年9月17日	2005年4月1日
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11)	2018年3月8日	2018年12月30日 (日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州) 2019年1月14日 (ベトナム)

【醤油の関税率(TPP11加盟国)】

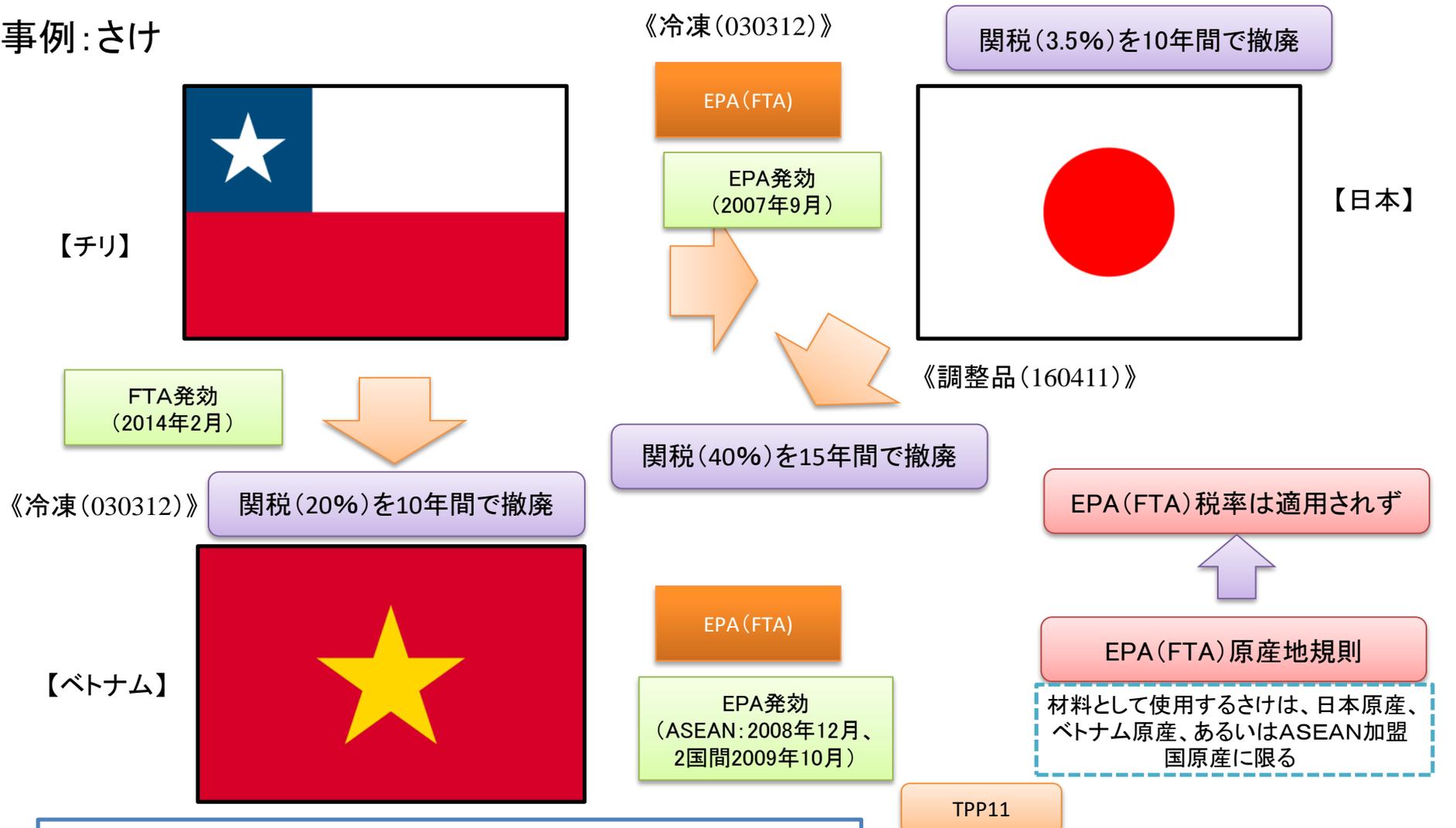
HS2103.10 (%)

国名	一般税率	既存EPA税率	TPP11税率
シンガポール	0	0	0
メキシコ	20	除外	0(即時撤廃)
マレーシア	10	0	未発効(即時撤廃)
チリ	6	0	未発効(即時撤廃)
ブルネイ	0	0	未発効(即時撤廃)
ベトナム	33	0	15(2023年撤廃)
ペルー	0	0	未発効(即時撤廃)
オーストラリア	0	0	0
カナダ	9.5	-	0(即時撤廃)
ニュージーランド	5	-	2(2022年撤廃)

「World Tariff」を基に作成

GVC(Global Value Chain):「Made in TPP11」の概念と二国間FTA

事例:さけ



◆ 多国間協定であるTPPでは、域内全体をあたかも一つの国(仮想的な一つの領域)とみなし、域内で生産された貨物が協定上の原産品であるかどうかを判断する。
 ◆ この場合、生産がTPP域内の複数国で段階的に行われたとしても全体として原産地規則を満たせばよい(1か国で満たしても問題ない)。
 (東京税関:「EPA原産地規則マニュアル(平成31年4月)」より)

- ◆ 日本: 冷凍さけ 関税(3.5%)を10年間で撤廃
- ◆ ベトナム: さけ調整品 関税(34%)を7年間で撤廃

2. TPP11の特恵関税の確認

EPA特惠税率を適用するための3条件

条件①EPA特惠税率

輸出入される製品に関し、EPA特惠税率が設定されていること

条件②原産地基準

生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(=原産地基準を満たしていること)

条件③手続的要件

税関に対して、原産地証明書または原産品申告書等及び(必要に応じ)運送用件証明書(*)を提出するなど、必要な手続を行うこと

(*) 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること)

EPA利用の流れ



輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

HSコードの特定の方法

- ◆ 輸出入申告書に記載するHSコード(日本国内細分)については「輸出統計品目表」、または「実行関税率表」で調べることができます。
- ◆ TPPの特恵税率を利用して日本からTPP締約国へ輸出する場合、輸出先となる国のHSコード(国内細分)を調べる必要があります(ただし、6桁までは世界共通)。

■ 輸出統計品目表(税関) <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

■ 実行関税率表(税関) <http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

HSコード概念図：乗用車のホイールの場合 世界共通コード



HSコードの改定

- ◆ HSコードは流通する品物が時代と共に変わることから、5年毎に改定。
- ◆ EPA協定の内容(関税引下げスケジュール、品目別原産地規則)は協定交渉時のバージョンに準拠して定められている。
- ◆ 協定発効時に改定バージョンがすでに制定されているとしても、EPAによっては協定の内容(関税引下げスケジュール、品目別原産地規則)は旧バージョンに準拠することになる。

HS2002	HS2007	HS2012	HS2017
日シンガポールEPA	日ベトナムEPA	日オーストラリアEPA	日EU・EPA
日メキシコEPA	日スイスEPA	日モンゴルEPA	日米貿易協定
日マレーシアEPA	日インドEPA	TPP11	日英EPA
日チリEPA	日ペルーEPA	RCEP	
日タイEPA			
日インドネシアEPA			
日ブルネイEPA			
日フィリピンEPA			
日ASEAN・EPA			

【例】電動アシスト自転車

～HS2012

871190
モーターサイクル、その他
他のもの



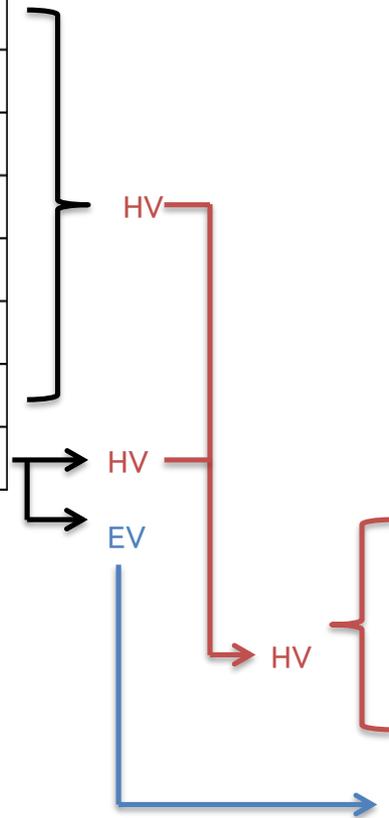
HS2017

871160
モーターサイクル、駆動
原動機として電動機を有
するもの

自動車(乗用車)のHSコード改定(2017年版)

～HS 2012年

HSコード	品目
870310	雪上走行車、ゴルフカート
870321	1000cc以下
870322	1000cc超 1500cc以下
870323	1500cc超 3000cc以下
870324	3000cc超
870331	ディーゼルエンジン 1500cc以下
870332	ディーゼルエンジン 1500cc超 2500cc以下
870333	ディーゼルエンジン 3000cc超
870390	その他



HS 2017年

HSコード	品目
870310	雪上走行車、ゴルフカート
870321	1000cc以下 (エンジンのみ搭載)
870322	1000cc超 1500cc以下 (エンジンのみ搭載)
870323	1500cc超 3000cc以下 (エンジンのみ搭載)
870324	3000cc超 (エンジンのみ搭載)
870331	ディーゼルエンジン 1500cc以下 (ディーゼルエンジンのみ搭載)
870332	ディーゼルエンジン 1500cc超 2500cc以下 (ディーゼルエンジンのみ搭載)
870333	ディーゼルエンジン 3000cc超 (ディーゼルエンジンのみ搭載)
870340	ハイブリッド電気自動車(PHEV除く)
870350	ハイブリッド電気自動車(ディーゼルエンジン搭載 PHEV除く)
870360	プラグインハイブリッド電気自動車
870370	プラグインハイブリッド電気自動車(ディーゼルエンジン搭載)
870380	電気自動車
870390	その他

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

【サスペンション(乗用車用)の関税率(TPP11加盟国)】 HS8708.80 (%)

国名	一般税率	既存EPA税率	TPP11税率
シンガポール	0	0	0
メキシコ	5	0	0(即時撤廃)
マレーシア	30	0	未発効(即時撤廃)
チリ	6	0	未発効(即時撤廃)
ブルネイ	0	0	未発効(2024年撤廃)
ベトナム	20	除外	16(2028年撤廃)
ペルー	0	0	未発効(即時撤廃)
オーストラリア	5	0	0(即時撤廃)
カナダ	6	-	0(即時撤廃)
ニュージーランド	0	-	0(即時撤廃)

「World Tariff」を基に作成  次画面参照

【「World Tariff」の使い方】

①ユーザー登録・ログイン

世界各国の関税率 以下のURLにアクセス

 このページを印刷する

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>



米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。
ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。

ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。

「利用規約」をご確認ください。

データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。

MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。

また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。

詳しく見る

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。

詳しく見る

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方は、検索画面  へ。

詳細は「利用方法」  (1.9MB) をご確認ください。日本語で検索方法を紹介しています。データベースは英語です。

日本国内居住者の方は事前にユーザー登録をすれば、どなたでも無料でご利用できます。

- ◆ ジェトロのウェブサイト経由で登録いただくことで、日本居住者はどなたでも無料で利用できます。
- ◆ 登録・ログイン後、「HS Number Search」を選択すると②の画面が表示されます
- ◆ 輸出先、HSコードを上2桁→上4桁の順に項まで選択します。
- ◆ 下に表示されるHSコード一覧から該当コードを選択すると、輸出国別の関税率(③参照)が表示されます

ユーザー登録はこちらからお願いします

ログインはこちらからお願いします

②ログイン後の検索画面

部分品及び附属品(8708)を検索した場合

輸出先を選択

類(HSコード上2桁)を選択

項(HSコード上4桁)を選択

HSコードを選択して検索

仕向け国/輸出先
Vietnam

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

テキスト 番号 リセット Submit

Vietnam - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

HS Number	Description	UOM	MFN
8708	PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8705:		
	- Bumpers and parts thereof:		
8708.10.10	-- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.10.90	-- Other	unit	25%
	- Other parts and accessories of bodies (including cabs):		
8708.21.00	-- Safety seat belts	unit	20%
	-- Other:		
	- Suspension systems and parts thereof (including shock- absorbers):		
	-- Suspension systems:		
8708.80.15	--- For vehicles of heading 8701	unit	15%
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	unit	20%
8708.80.17	--- For vehicles of subheading 8704.10 or heading 8705	unit	7%
8708.80.19	--- Other	unit	7%
	-- Parts:		
8708.80.91	--- For vehicles of heading 8701	unit	10%
8708.80.92	--- For vehicles of heading 8703	unit	10%
8708.80.99	--- Other	unit	5%

クリックして輸出国別の関税率を表示(③へ)

③輸出国別の関税率表示画面

乗用車用サスペンション(8708.80.16)を検索した場合

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20%	MFN Applied



Japan	16%	Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
-------	-----	---

EPA税率を表示

原産地規則を表示

VN HS number 8708.80.16

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description	
8708	PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8705: -- Suspension systems: 8708.80 - Suspension systems and parts thereof (including shock- absorbers): 8708.80.16 --- For vehicles of heading 8703
Vietnam Rules of Origin RVC 40% or CTC (apply General Rules)	
AJCEP Rules of Origin 87.08 RVC 40%	
CPTPP Rules of Origin 8708.80 A change to a good of subheading 8708.80 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.80, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	

Commodity Description		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	16%	Excluded

AJCEP X "X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.										
VJEPA X "X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.										
TPP 11 B11 Base rate 22%										
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	Free
The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.										

VN HS number 8708.80.16

一般税率 日ASEAN・EPA税率 TPP11税率 日ベトナムEPA税率

Commodity Description		MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
8708.80.16	--- For vehicles of heading 8703	20%	Excluded	16%	Excluded

AJCEP
X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

日ASEAN・EPA: 関税引下げ対象から除外

VJEPA
X

"X" shall be excluded from reduction or elimination of customs duties.

日ベトナムEPA: 関税引下げ対象から除外

TPP 11
B11

Base rate 22%

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	Free

TPP11: 発効11年目に撤廃 (2028年より無税)

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

[トップページ](#) > [各種本部・会議等の活動情報](#) > [TPP等政府対策本部](#) > [環太平洋パートナーシップ（TPP）](#) > 協定の主な内容

- [TPP協定](#)
- [TPP 11 協定](#)
- [関連政策大綱](#)
- [経済効果分析](#)
- [説明会](#)
- [TPP委員会](#)
- [その他](#)

協定の主な内容

環太平洋パートナーシップ協定（以下、「TPP協定」といいます。）は、2015年10月に米国アトランタで開催されたTPP閣僚会議において大筋合意に至り、2016年2月には、12か国（日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）により署名が行われました。

その後、2017年1月に米国が離脱宣言をしましたが、同国を除く11か国の閣僚が協定の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にベトナムで開催されたTPP閣僚会議において、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下、「TPP 11協定」といいます。）を大筋合意しました。2018年3月には、11か国によりTPP 11協定が署名され、その後、同協定は同年12月に発効しました。

このページでは、TPP協定とTPP 11協定の関連情報をまとめています。

TPP協定について

概要

- ▶ [TPP協定の概要（PDF/3.110KB）](#)
- ▶ [「TPP協定の説明」（外務省HP）](#)

※協定の全章の概要（2015年11月5日に公表された暫定案文に基づき作成されたもの）：

- ▶ [TPP協定の全章概要（PDF/586KB）](#)
- ▶ [TPP協定の全章概要（別添・附属書等）（PDF/574KB）](#)

※協定各章の概要：

- ▶ [資料はこちらをご覧ください。](#)

協定条文

- ▶ [英文:資料はこちらをご覧ください。](#)
- ▶ [訳文:資料はこちらをご覧ください。](#)

TPP交渉参加国との間で作成する文書（いわゆるサイドレター）について

※TPP協定に関連して、我が国と交渉参加国との間で作成された文書：

- ▶ [英文:資料はこちらをご覧ください。](#)

協定文



Party-specific Annexes to the Chapter:

2-D: Australia General Notes to Tariff Schedule [PDF, 86 KB] FR [PDF, 138 KB] ESP [PDF, 85 KB]
2-D: Australia Tariff Schedule [PDF, 3.3 MB]
2-D: Brunei General Notes to Tariff Schedule [PDF, 87 KB] FR [PDF, 87 KB] ESP [PDF, 21 KB]
2-D: Brunei Tariff Schedule [PDF, 7.1 MB]
2-D: Canada General Notes to Tariff Schedule [PDF, 163 KB] FR [PDF, 166 KB] ESP [PDF, 38 KB]
2-D: Canada Tariff Schedule [PDF, 4.8 MB] FR [PDF, 5 MB]
2-D: Canada Appendix A Tariff Rate Quotas [PDF, 335 KB] FR [PDF, 713 KB] ESP [PDF, 149 KB]
2-D: Canada Appendix D between Japan and Canada on Motor Vehicle Trade [PDF, 191 KB] FR [PDF, 306 KB] ESP [PDF, 251 KB]
2-D: Chile General Notes to Tariff Schedule [PDF, 171 KB] FR [PDF, 177 KB] ESP [PDF, 106 KB]
2-D: Chile Tariff Schedule [PDF, 4.8 MB] ESP [PDF, 1.3 MB]
2-D: Japan General Notes to Tariff Schedule [PDF, 261 KB] FR [PDF, 398 KB] ESP [PDF, 113 KB]
2-D: Japan Tariff Schedule [PDF, 3.3 MB]
2-D: Japan Appendix A Tariff Rate Quotas [PDF, 733 KB] FR [PDF, 791 KB] ESP [PDF, 344 KB]
2-D: Japan Appendix B-1 Agricultural Safeguard Measures [PDF, 115 KB] FR [PDF, 767 KB] ESP [PDF, 162 KB]
2-D: Japan Appendix B-2 Forest Good Safeguard Measure [PDF, 44 KB] FR [PDF, 600 KB] ESP [PDF, 45 KB]
2-D: Japan Appendix C Tariff Differentials [PDF, 284 KB] FR [PDF, 294 KB] ESP [PDF, 106 KB]
2-D: Japan Appendix D-1 between Japan and the United States on Motor Vehicle Trade [PDF, 358 KB] FR [PDF, 454 KB] ESP [PDF, 182 KB]
2-D: Japan Appendix D-2 between Japan and Canada on Motor Vehicle Trade [PDF, 191 KB] FR [PDF, 301 KB] ESP [PDF, 93 KB]
2-D: Malaysia General Notes to Tariff Schedule [PDF, 159 KB] FR [PDF, 34 KB] ESP [PDF, 80 KB]
2-D: Malaysia Tariff Schedule [PDF, 7.4 MB]
2-D: Malaysia Appendix A Tariff Rate Quotas [PDF, 263 KB] FR [PDF, 422 KB] ESP [PDF, 75 KB]

2-D: Mexico General Notes to Tariff Schedule [PDF, 176 KB] FR [PDF, 361 KB] ESP [PDF, 105 KB]
2-D: Mexico Tariff Schedule [PDF, 9.5 MB] ESP [PDF, 21 MB]
2-D: Mexico Appendix A-1 Tariff Rate Quotas of Mexico and Appendix A-2 Country-Specific Allocation for Sugar of Mexico [PDF, 87 KB] FR [PDF, 508 KB] ESP [PDF, 91 KB]
2-D: Mexico Appendix C Tariff Differentials [PDF, 173 KB] FR [PDF, 266 KB] ESP [PDF, 105 KB]
2-D: New Zealand General Notes to Tariff Schedule [PDF, 160 KB] FR [PDF, 318 KB] ESP [PDF, 98 KB]
2-D: New Zealand Tariff Schedule [PDF, 4.7 MB]
2-D: Peru General Notes to Tariff Schedule [PDF, 158 KB] FR [PDF, 17 KB] ESP [PDF, 83 KB]
2-D: Peru Tariff Schedule [PDF, 6 MB] ESP [PDF, 6.1 MB]
2-D: Singapore General Notes to Tariff Schedule [PDF, 147 KB] FR [PDF, 260 KB] ESP [PDF, 77 KB]
2-D: Singapore Tariff Schedule [PDF, 3.4 MB]
2-D: United States General Notes to Tariff Schedule [PDF, 56 KB] FR [PDF, 363 KB] ESP [PDF, 61 KB]
2-D: United States Tariff Schedule [PDF, 19 MB]
2-D: United States Appendix A Tariff Rate Quotas [PDF, 285 KB] FR [PDF, 1 MB] ESP [PDF, 314 KB]
2-D: United States Appendix B Agricultural Safeguard Measures [PDF, 78 KB] FR [PDF, 449 KB] ESP [PDF, 141 KB]
2-D: United States Appendix C Tariff Differentials [PDF, 349 KB] FR [PDF, 609 KB] ESP [PDF, 155 KB]
2-D: United States Appendix D between Japan and the United States on Motor Vehicle Trade [PDF, 357 KB] FR [PDF, 451 KB] ESP [PDF, 184 KB]
2-D: United States Appendix E United States-Viet Nam Earned Import Allowance Programme [PDF, 295 KB] FR [PDF, 361 KB] ESP [PDF, 91 KB]
2-D: Viet Nam General Notes to Tariff Schedule [PDF, 197 KB] FR [PDF, 285 KB] ESP [PDF, 108 KB]
2-D: Viet Nam Tariff Schedule [PDF, 12 MB]
2-D: Viet Nam Appendix A Tariff Rate Quotas [PDF, 64 KB] FR [PDF, 360 KB] ESP [PDF, 50 KB]

【協定文による税率の確認】

EPA相談デスクウェブサイト <https://epa-info.go.jp/conference/>

国	EPA	リンク
インドネシア	日インドネシア EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	RCEP	相手国側総則
		相手国側譲注 相手国側譲許表
カンボジア	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	RCEP	相手国側総則 相手国側譲注/相手国側譲許表
シンガポール	日シンガポール EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国側譲許表
RCEP	相手国側総則	
	相手国側譲許表	
タイ	日タイ EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	RCEP	相手国側総則 相手国側譲注/相手国側譲許表
フィリピン	日フィリピン EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	RCEP	相手国側総則
		相手国側譲注/共通譲許表 相手国側譲許表
ブルネイ	日ブルネイ EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国側譲許表
RCEP	相手国側総則	
	相手国側譲注/相手国側譲許表	

ベトナム	日ベトナム EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国側譲許表
RCEP	相手国側総則	
	相手国側譲注 相手国側譲許表	
マレーシア	日マレーシア EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国側譲許表
RCEP	相手国側総則	
	相手国側譲注/相手国側譲許表	
ミャンマー	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	RCEP	相手国側総則
		相手国側譲注/相手国側譲許表
ラオス	日・ASEAN 包括的経済連携協定	相手国側譲許表(附属書 1)
	RCEP	相手国側総則
		相手国側譲注/相手国側譲許表
チリ	日チリ EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国側譲許表
メキシコ	日メキシコ EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国側譲許表
スイス	日スイス EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
インド	日インド EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
ペルー	日ペルーEPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則 相手国側譲許表

オーストラリア	日豪 EPA	相手国側譲許表(附属書 1)
	TPP11	相手国側総則
		相手国側譲許表
RCEP	相手国側総則	
	相手国側譲注/相手国側譲許表	
カナダ	TPP11	相手国側総則 相手国側譲許表
ニュージーランド	TPP11	相手国側総則
		相手国側譲許表
	RCEP	相手国側総則 相手国側譲注/相手国側譲許表
EU	日EU/EPA	相手国側譲許表
アメリカ	日米貿易協定	相手国側譲許表
英国	日英EPA	相手国側譲許表
中国	RCEP	相手国側総則
		相手国側譲注 相手国側譲許表
韓国	RCEP	相手国側総則
		相手国側譲注 相手国側譲許表

【ベトナムの譲許表(乗用車用サスペンション)①】

日ASEAN・EPA

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
8708.70.95.00	- - - For vehicles of subheadings 8703.21 to 8703.23, 8703.31 or 8703.32 (except ambulances)			
8708.80.50.00	- - For vehicles of subheadings 8703.21 to 8703.23, 8703.31 or 8703.32 (except ambulances)		X	
8708.80.60.00	- - For vehicles of subheading 8703.24 or 8703.33 (except ambulances)		X	



(q) the originating goods classified under the tariff lines indicated with “X” shall be excluded from any tariff commitment referred to in subparagraphs (a) through (p); and

* X: 関税引下げ・撤廃の対象外

日ベトナムEPA

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number	Description of Goods	Base Rate	Category	Note
8708.80.12.00.00	- - - For other vehicles of heading 87.01	30%	B10	
8708.80.13.00.00	- - - For vehicles of heading 87.03		X	



(v) The originating goods classified under the tariff lines indicated with “X” shall be excluded from any tariff commitment referred to in subparagraphs (a) through (u); and

* X: 関税引下げ・撤廃の対象外

【ベトナムの譲許表(乗用車用サスペンション)②】

TPP11

TARIFF SCHEDULE OF VIET NAM (HS 2012)

Tariff line	Description	Base rate	Staging Category	Remarks	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and subsequent years	(*)
8708.80	- Suspension systems and parts thereof (including shock-absorbers):																									
	-- Suspension systems:																									
8708.80.15	-- - For vehicles of heading 87.01	27%	B11		24.5%	22%	19.6%	17.1%	14.7%	12.2%	9.8%	7.3%	4.9%	2.4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
8708.80.16	-- - For vehicles of heading 87.03	22%	B11		20%	18%	16%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%



(j) customs duties on originating goods provided for in the items in staging category B11 shall be eliminated in 11 annual stages, and these goods shall be duty-free effective January 1 of year 11;

* 発効後11年目で関税撤廃。基準税率(22%)を毎年1/11削減。現在は3年目(16%)。

RCEP

<https://www.mofa.go.jp/files/100114882.pdf>

HS Code	Product Description	Base rate (%)	Year 1 (%)	Year 2 (%)	Year 3 (%)	Year 4 (%)	Year 5 (%)	Year 6 (%)	Year 7 (%)	Year 8 (%)	Year 9 (%)	Year 10 (%)	Year 11 (%)	Year 12 (%)	Year 13 (%)	Year 14 (%)	Year 15 (%)	Year 16 (%)	Year 17 (%)	Year 18 (%)	Year 19 (%)	Year 20 (%)	Year 21 (%)	Year 22 (%)	Year 23 (%)	Year 24 (%)	Year 25 and Subsequent Years (%)
8708.70.96	-- For vehicles of heading 87.02 or 87.04	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	10	10	10	10	10	10
8708.70.97	-- For vehicles of heading 87.03	20	18.2	16.4	14.5	12.7	10.9	9.1	7.3	5.5	3.6	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8708.70.99	-- Other	20	18.2	16.4	14.5	12.7	10.9	9.1	7.3	5.5	3.6	1.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8708.80	- Suspension systems and parts thereof (including shock-absorbers):																										
	-- Suspension systems:																										
8708.80.15	-- - For vehicles of heading 87.01	27	24.5	22	19.6	17.1	14.7	12.2	9.8	7.3	4.9	2.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8708.80.16	-- - For vehicles of heading 87.03	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8708.80.17	-- - For vehicles of subheading 8704.10 or heading 87.05	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	5.3
	-- Other:																										
	-- Parts:																										
8708.80.91	-- - For vehicles of heading 87.01	10	9.1	8.2	7.3	6.4	5.5	4.5	3.6	2.7	1.8	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8708.80.92	-- - For vehicles of heading 87.03	10	9.1	8.2	7.3	6.4	5.5	4.5	3.6	2.7	1.8	0.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8708.80.99	-- Other	5	4.5	4.1	3.6	3.2	2.7	2.3	1.8	1.4	0.9	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-- Other parts and accessories:																										
8708.91	-- Radiators and parts thereof:																										



* 発効後11年目で関税撤廃。基準税率(20%)を毎年1/11削減。

【譲許表の例:日本】

関税分類番号(2015年4月1日現在、その後の変更は対照表で対応)

2010年1月1日現在のMFN税率(実行最恵国税率)

関税引下げ・撤廃区分(譲許カテゴリー)

国別に異なる譲許カテゴリーを適用する場合はこの欄に記載

年毎の適用税率

(*この表の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

→日本以外の国は1月1日が基準

関税品目	品名	基準税率	実施区分	備考	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目以降
第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品																									
第1類 動物(生きているものに限る。)																									
01.01	馬、ろ馬、ち馬及びヒニー(生きているものに限る。)																								
	馬																								
0101.21	純粋種の繁殖用のもの																								
010121.100	1 サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、 アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「 軽種馬 」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税									
	2 その他のもの																								
010121.210	(1) 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税									
010121.290	(2) その他のもの	1頭につき 3,400,000 円	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税									
0101.29	その他のもの																								
010129.100	1 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税									
	2 その他のもの																								
010129.210	(1) 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税	EIF		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税									

【讓許表の例：ベトナム】

TARIFF SCHEDULE OF VIET NAM (HS 2012)

Tariff line	Description	Base rate	Staging Category	Remarks	Year 1	Year 2	Year 3	Year 4	Year 5	Year 6	Year 7	Year 8	Year 9	Year 10	Year 11	Year 12	Year 13	Year 14	Year 15	Year 16	Year 17	Year 18	Year 19	Year 20	Year 21 and subsequent years	(*)
0901.22.10	--- Unground	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0901.22.20	--- Ground	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0901.90	- Other:																									
0901.90.10	-- Coffee husks and skins	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0901.90.20	-- Coffee substitutes containing coffee	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
09.02	Tea, whether or not flavoured.																									
0902.10	- Green tea (not fermented) in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:																									
0902.10.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.10.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.20	- Other green tea (not fermented):																									
0902.20.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.20.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.30	- Black tea (fermented) and partly fermented tea, in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:																									
0902.30.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.30.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.40	- Other black tea (fermented) and other partly fermented tea:																									
0902.40.10	-- Leaves	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0902.40.90	-- Other	40%	B4		30%	20%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
0903.00.00	Mate.	30%	B4		22.5%	15%	7.5%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

【各国の実施区分(staging category)を確認するには・・・】

* ジェトロ作成「TPP11解説書」(44～74ページ)を参照

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

4. 各国の関税引下げ方法(実施区分)と情報源

4-7 ベトナム(実施区分一覧①)

POINT: 年数の数え方に注意!

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

区分	内容
EIF	即時撤廃。
B2	1年にわたり均等(1/2ずつ、合計2回)に関税引き下げ。2年目に関税撤廃。
B3	2年にわたり均等(1/3ずつ、合計3回)に関税引き下げ。3年目に関税撤廃。
B4	3年にわたり均等(1/4ずつ、合計4回)に関税引き下げ。4年目に関税撤廃。
B5	4年にわたり均等(1/5ずつ、合計5回)に関税引き下げ。5年目に関税撤廃。
B6	5年にわたり均等(1/6ずつ、合計6回)に関税引き下げ。6年目に関税撤廃。
B7	6年にわたり均等(1/7ずつ、合計7回)に関税引き下げ。7年目に関税撤廃。
B8	7年にわたり均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。8年目に関税撤廃。
B10	9年にわたり均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。10年目に関税撤廃。
B11	10年にわたり均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。11年目に関税撤廃。
B12	11年にわたり均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。12年目に関税撤廃。
B13	12年にわたり均等(1/13ずつ、合計13回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
B16	15年にわたり均等(1/16ずつ、合計16回)に関税引き下げ。16年目に関税撤廃。
VN4-A	発効時から2年目で12%、3年目に6%に削減。4年目に関税撤廃。
VN7-A	発効時から2年目で19%、3年目に16%、4年目に12%、5年目に8%、6年目に4%に削減。7年目に関税撤廃。
VN8-A	発効時から7年目まで基準税率を維持。8年目に関税撤廃。
VN8-B	発効時から3年目まで9%、4年目に7%、5年目に5%、6年目に4%、7年目に2%に削減。8年目に関税撤廃。
VN10-A	発効時から4年目まで52%、5年目に45%、6年目に36%、7年目に30%、8年目に25%、9年目に20%に削減。10年目に関税撤廃。
VN11-A	4年目まで基準税率を維持。5年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-B	4年目まで基準税率を維持。5年目に8%、7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-C	4年目まで基準税率を維持。5年目に15%、6年目に10%、7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-D	3年目まで基準税率を維持。4年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。

4-7 ベトナム(実施区分一覧②)

区分	内容
VN11-E	6年目まで基準税率を維持。7年目に7%に削減し、同税率を10年目まで維持。11年目に関税撤廃。
VN11-F	10年目まで基準税率を維持。11年目に関税撤廃。
VN11-G	発効時に関税を44%に削減。2年目に40%に、4年目に35%に、6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN11-H	発効時に関税を34%に削減。2年目に33%に、3年目に32%に、4年目に30%に、5年目に29%に、6年目に25%に、7年目に22%に、8年目に18%に、9年目に15%に、10年目に11%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN11-I	発効時に関税を45%に削減。2年目に41%に、3年目に36%に、4年目に32%に、5年目に27%に、6年目に23%に、7年目に22%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に削減し、11年目に関税撤廃。
VN12-A	発効時に関税を54%に削減。2年目に49%に、3年目に44%に、4年目に39%に、5年目に35%に、6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に、11年目に5%に削減し、12年目に関税撤廃。
VN12-B	発効時に関税を44%に削減。2年目に40%とし、3年目は同税率を維持。4年目に35%とし、5年目は同税率を維持。6年目に30%に、7年目に25%に、8年目に20%に、9年目に15%に、10年目に10%に、11年目に5%に削減し、12年目に関税撤廃。
VN13-A	3年目まで基準税率を維持。4～13年目に均等(1/10ずつ、合計10回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-B	2年目まで基準税率を維持。3～13年目に均等(1/11ずつ、合計11回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-C	1年目まで基準税率を維持。2～13年目に均等(1/12ずつ、合計12回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-D	4年目まで基準税率を維持。5～13年目に均等(1/9ずつ、合計9回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN13-E	5年目まで基準税率を維持。6～13年目に均等(1/8ずつ、合計8回)に関税引き下げ。13年目に関税撤廃。
VN16-A	1～4年目に関税を毎年6.25%削減し、4年目以降同税率を15年目まで維持。16年
VN21-A	20年目まで基準税率を維持。21年目に関税撤廃。
TRQ	関税割当を適用。付属書2-D(ベトナム)付録A(関税割当)に記載の条件に従う。
VN22	基準税率を適用。

POINT: 年数の数え方に注意!

1回目(1年目)の関税削減は協定発効と同時にわれ、2回目(2年目)以降は毎年1月1日に行われます。

TPP11における主な品目の交渉結果

品目	国	市場アクセス		2016年輸出額 (100万円)		TPP11 /世界
		WTO共通関税 [EPA税率] <small>注)</small>	交渉結果	世界	TPP11	
米	ベトナム	40% [15%]	即時撤廃	2,709	742	27%
	マレーシア	40%	11年目撤廃			
牛肉	カナダ	26.5%	6年目撤廃	13,552	1,545	11%
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、12~22.5%]	10年目撤廃			
	ベトナム	8~30% [1.4または7.5%]	3年目撤廃			
りんご	ベトナム	10% [3.6%]	3年目撤廃	13,299	193	1%
なし	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃	807	13	2%
	カナダ	無税または2.81セント/kg (ただし、10.5%を上限)	即時撤廃			
花卉	カナダ	0または6% (植木・盆栽・鉢もの) 無税~16% (切り花)	即時撤廃	8,750	1,518	17%
茶	ベトナム	40% [15%]	4年目撤廃	11,551	2,179	19%
※財務省所管物資 清酒*	カナダ	2.82~12.95セント/リットル	即時撤廃	15,581	1,938	12%
	ベトナム	55% [12%]	3年目撤廃			
	メキシコ	20% [無税]	即時撤廃			
焼酎*	カナダ	0.1228セント/リットル/アルコール度数1%	即時撤廃	1,466	199	14%
味噌	ベトナム	20% [45%]	5年目撤廃	3,061	569	19%
	マレーシア	5% [無税]	即時撤廃			
醤油	ベトナム	33% [8.2%]	6年目撤廃	6,608	997	15%
	マレーシア	10% [無税]	即時撤廃			
チョコレート	ベトナム	13~35% [7.5または13.1%]	5~7年目撤廃	9,195	1,090	12%
	マレーシア	10または15% [無税]	即時撤廃			
ぶり・さば・さんま	ベトナム	10~15% [5.5~30%]	即時撤廃	32,089	3,732	12%
さけ・ます	ベトナム	10~20% [5.5または11.3%]	即時撤廃	6,538	2,168	33%

出所: 「日本産農林水産物・食品の輸出/TPP11」(農林水産省、2018年4月)

【味噌(2103.90)のベトナムの関税をWorld Tariffで確認すると……】

Japan Free Trade Agreements Economic Partnership Agreements

VN HS number 2103.90.13

Commodity Description	一般税率	日ASEAN/EPA 税率	TPP11税率	日ベトナム EPA税率
	MFN	AJCEP	CPTPP	VJEPA
2103.90.13 --- Other sauces	20%	45%	8%	45%

Agreement	2008	2009	2018	2019	2020	2021	2022
AJCEP							
TPP11			16%	12%	8%	4%	Free
VJEPA							

AJCEP
C

2008

45%

"C" shall be 45% from the date of entry into force (1 December 2008)

VJEPA
C

2009

45%

"C" shall be 45% from the date of entry into force (1 October 2009)

TPP11
B5

Base rate 20%

2018	2019	2020	2021	2022
16%	12%	8%	4%	Free

The first reduction on 30 December, 2018. Subsequent annual reductions on 1 January.

日ASEAN・EPA: 現行関税率(当時45%)を維持

日ベトナムEPA: 現行関税率(当時45%)を維持

TPP11: 関税(20%)を5年目に撤廃

TPP11: 関税引下げスケジュール(2022年に無税)

【TPP11: 関税率の差異】

* 財務省関税局:「TPP11協定(CPTPP)の概要(税率差等)」, 協定文を基に作成

- ◆ TPPにおける原産地の決定は、「国原産」ではなく「協定原産」の考え方に基づくもの。
- ◆ 国別に異なる税率を譲許している(「税率差」が発生する)品目については、どの締約国の関税率を適用するかを決定するルール(関税適用国決定ルール)が必要。
- ◆ 関税適用国決定ルールは、全締約国に共通のルールが定められているが、その上で、日本とメキシコは別途のルールを設けている(TPPを脱退した米国も設定)。
- ◆ 各国共通ルール(附属書2-D第B節)は次のとおり。
 - ✓ 最終生産工程が行なわれた締約国の税率を適用する。ただし、「軽微な作業」(注)と呼ばれる最低限の作業は除く。
 - ✓ 輸入者の選択により、すべてのTPP締約国若しくは生産に関与したTPP締約国の中の最も高い税率を適用することも可能。

(注) (a)輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業 (b)包装、再包装、貨物の仕分又は産品を小売用にすること(瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に詰める作業を含む。)。 (c)産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈 (d)セット、詰合せ、キット又は複合的な産品を構成することを意図した産品の収集 (a)から(d)までに規定する作業の組合せ

《関税率の差異(日本)》

関税差	関税差が発生した品目のTPP原産地規則	適用税率を決定するルール (税率適用国決定ルール)
3%以下の場合	—	「軽微な作業」を超える最後の生産工程が行われた国の税率
3%超の場合および差が従価税以外の場合(注)	非原産材料あり	関税分類変更基準 TPP域内で主要な関税分類変更が行われた国の税率 加工工程基準 TPP域内で主要な加工工程が行われた国の税率 付加価値基準 生産工程に関与した国のうち、付加価値が最大である国の税率
	原産材料のみから生産される又は完全生産品	ただし、輸入者が希望する場合には、全てのTPP締約国又は生産に関与した国のうち、最も高い税率

(注) 26品目が対象。HS6桁ベースでは、030199、030242、030244、030245、030254、030255、030259、030289、030354、030355、030389、170290、190190、350510、440710、441231、720221、750120、750210。

【TPP11: 関税率の差異(メキシコ)】

- (a) 完全生産基準に基づき原産品となる場合、当該産品が完全に得られた国に対する特惠関税率
- (b) 産品の輸出国と輸入国(メキシコ)の2カ国の原産材料のみから生産される場合、当該輸出国に対する特惠関税率
- (c) 産品の輸出国と輸入国(同上)の2カ国の原産材料と非原産材料から生産され、TPP11のPSRを満たす場合、当該輸出国に対する特惠関税率
- (d) 産品の輸出国と輸入国(同上)以外のTPP11域内国の原産材料から生産されるが、それらの材料の全てが当該輸出国において付表C-1に規定された適用税率決定のための関税分類変更基準を満たす場合、当該輸出国に対する特惠関税率

上記(d)の基準を満たさない原産品の場合、メキシコで適用される関税率は以下のいずれかとなる。

- (a) 当該原産品に用いられた原産材料が生産された国に対する当該原産品の特惠税率のうち、最も高い税率
- (b) 当該原産品のTPP11域内国向け特惠税率のうち、最も高い税率

付表C-1			(参考)メキシコのTPP11関税譲許				
HS2012	Description	Change in tariff classification requirement	基準税率	対日本以外の譲許税率	対日本の譲許税率		
8701.20.01	Road tractors for semi-trailers, excluding those of Tariff item 8701.20.02.	A change from any other heading, except from heading 87.06	30%	即時撤廃	10年目までに7.5%に引下げ、11年目以降、7.5%を維持		
8702.10.01	With body mounted on chassis, excluding those of Tariff items 8702.10.03 and 8702.10.05.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.10.02	With integral body, excluding those of Tariff items 8702.10.04 and 8702.10.05	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.10.03	Designed for the transportation of 16 or more persons, including the driver, with body mounted on a chassis, excluding those of Tariff item 8702.10.05.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.10.04	Designed for the transportation of 16 or more persons, including the driver, with unit body, excluding those of Tariff item 8702.10.05.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.90.02	With body mounted on chassis, excluding those of Tariff items 8702.90.04 and 8702.90.06.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.90.03	With body mounted on chassis, excluding those of Tariff items 8702.90.05 and 8702.90.06.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.90.04	Designed for the transportation of 16 or more persons, including the driver, with body mounted on a chassis, excluding those of Tariff item 8702.90.06.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8702.90.05	Designed for the transportation of 16 or more persons, including the driver, with unit body, excluding those of Tariff item 8702.90.06.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.22.01	Scum carriers, excluded for the gathering of domestic garbage.	A change from any other heading, except from heading 87.06				5%	即時撤廃
8704.22.04	Of a gross vehicle weight exceeding 7,257 kg but not exceeding 8,845 kg, excluding those of Tariff item 8704.22.07.	A change from any other heading, except from heading 87.06	30%				
8704.22.05	Of a gross vehicle weight exceeding 8,845 kg but not exceeding 11,793 kg, excluding those of Tariff item 8704.22.07.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.22.06	Of a gross vehicle weight exceeding 11,793 kg but not exceeding 14,968 kg, excluding those of Tariff item 8704.22.07.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.22.99	Other.	A change from any other heading, except from heading 87.06	5%				
8704.23.01	Scum carriers.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.23.99	Other.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.32.01	Scum carriers, excluded for the gathering of domestic garbage.	A change from any other heading, except from heading 87.06	5%	即時撤廃	10年目までに1.25%に引下げ、11年目以降、1.25%を維持		
8704.32.04	Of a gross vehicle weight exceeding 7,257 kg but not exceeding 8,845 kg, excluding those of Tariff item 8704.32.07.	A change from any other heading, except from heading 87.06	30%				
8704.32.05	Of a gross vehicle weight exceeding 8,845 kg but not exceeding 11,793 kg, excluding those of Tariff item 8704.32.07.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.32.06	Of a gross vehicle weight exceeding 11,793 kg but not exceeding 14,968 kg, excluding those of Tariff item 8704.32.07.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.32.99	Other.	A change from any other heading, except from heading 87.06	15%				
8704.90.01	Powered by electric motor.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8704.90.99	Other.	A change from any other heading, except from heading 87.06					
8705.20.01	With perforation hydraulic equipment dedicated to the supply programs of drinkable water in the rural environment.	A change from any other heading, except from heading 87.06	5%			即時撤廃	10年目までに1.25%に引下げ、11年目以降、1.25%を維持
8705.40.01	Concrete-mixer lorries (concrete- mixers), excluding those of Tariff item 8705.40.02.	A change from any other heading, except from heading 87.06	30%				
8706.00.99	Other.	A change from any other heading					

3. TPP11の特恵関税を適用するための「資格 審査制度」 ～大切な原産地規則/自己申告制度と検認～

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③



EPA原産品の大原則

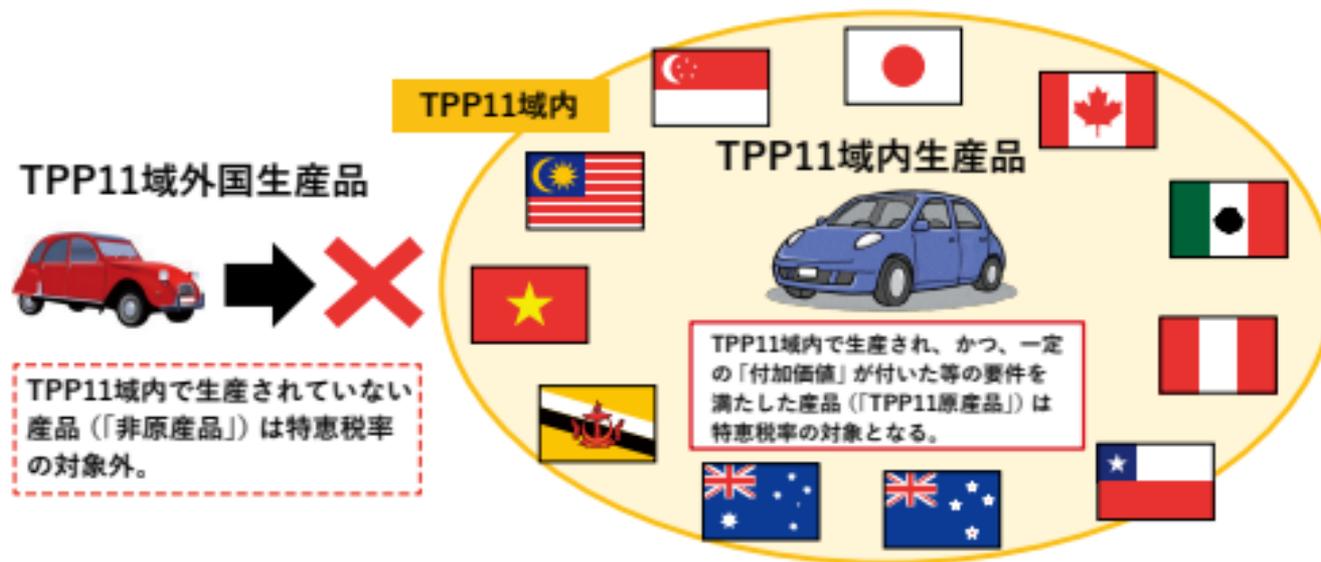
EPA協定締結国内で最終製造・加工がなされる



EPA協定締結国内で一定の「付加価値」がついた等の要件を満たす



各EPAで定められた原産地規則を理解することが必要
(同じ品目であってもEPA毎に異なる原産地規則となっている場合がある)



【締約国(域内)一貫生産の原則】

生産過程でいったん域外に出た商品は、再輸入された場合には非原産として取り扱われる。したがって、当初の域内生産・工程への累積規定の適用もない。

TPP11

第3.2条(c) (原産品)

一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して完全に生産される商品であって、附属書三 D(品目別原産地規則)に定める全ての関連する要件を満たすもの

日EU・EPA 日英EPA

第3.2条(4) (原産品)

原産品としての資格の取得に関するこの章に定める要件は、締約国において中断することなく満たされなければならない。

第3.11条(返送される商品)

締約国から第三国に輸出された当該締約国の原産品が当該締約国に返送された場合には、当該原産品については、非原産品とみなす。(略)

日スイスEPA

附属書2「原産地規則」 第13条(属性の原則)

- 1.この附属書の第五条1に規定する場合を除くほか、締約国の原産品となるための前節に定める要件は、当該締約国の関税地域において中断することなく満たされなければならない。
- 2.いずれかの締約国の関税地域から第三国に輸出された締約国の原産品が当該関税地域に返送される場合には、当該原産品については、非原産品とみなす。(略)

《例》

日本に返送される商品に含まれる日本での付加価値はカウントされない→非原産品とみなす

第三国(域外)

日本

EPA原産品として認められるか？？？

日本で生産しているから・・・

➡ 材料の多くをEPA締結国以外の国から調達している場合は？？？

材料を日本のサプライヤーから全て購入しているから・・・

➡ サプライヤーの生産拠点がEPA締結国以外の国である場合は？？？

「Made in Japan」のラベルを貼れるから・・・

➡ 他の制度でMade in Japanと認められることと、EPAの原産地規則とは無関係

原産品とは

- ◆ 他FTA同様、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される製品または③非原材料を使用し附属書の品目別規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin)を満たす製品を、原産品として認定。
- ◆ 原産地規則は1つの締約国のみで満たす必要はなく、複数の締約国における生産で満たせばよい。

完全生産品

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品またはその派生物から生産される製品も完全生産品であるという概念

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品（国際法に基づく）
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

原産材料からのみ生産される製品

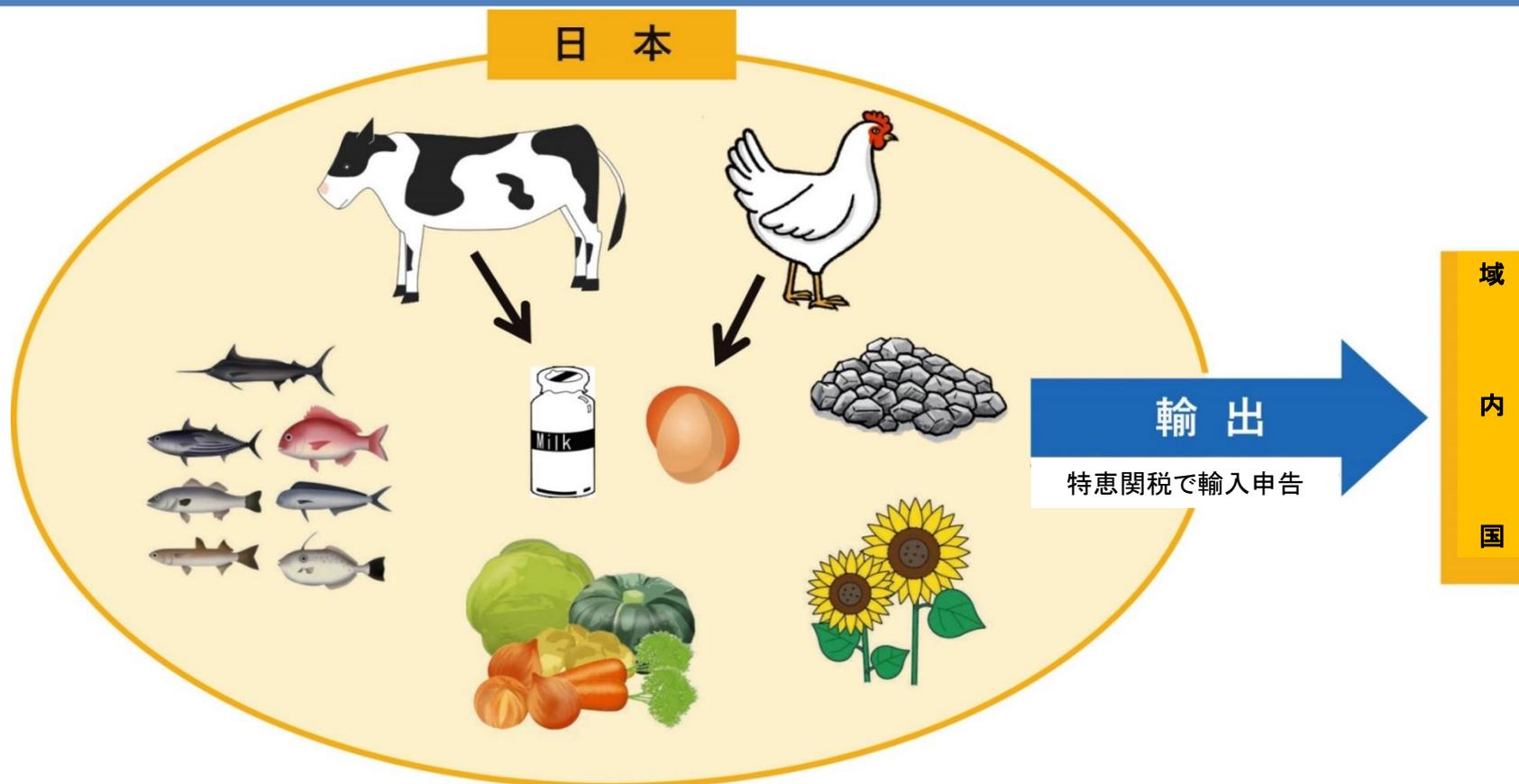
- 生産に使用された材料が原産材料であるもの。
- 非締約国の材料（非原産材料）が含まれていても、当該材料が原産地基準を満たしていればよい。

品目別規則(PSR)を満たす製品

- 使用された非原産材料に加工等を加え、定められた変更をもたらしたことにより、原産品となった産品。
- 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定めている。
- その要件は以下の3基準に分類される。
 - ①関税分類変更基準
 - ②付加価値基準
 - ③加工工程基準

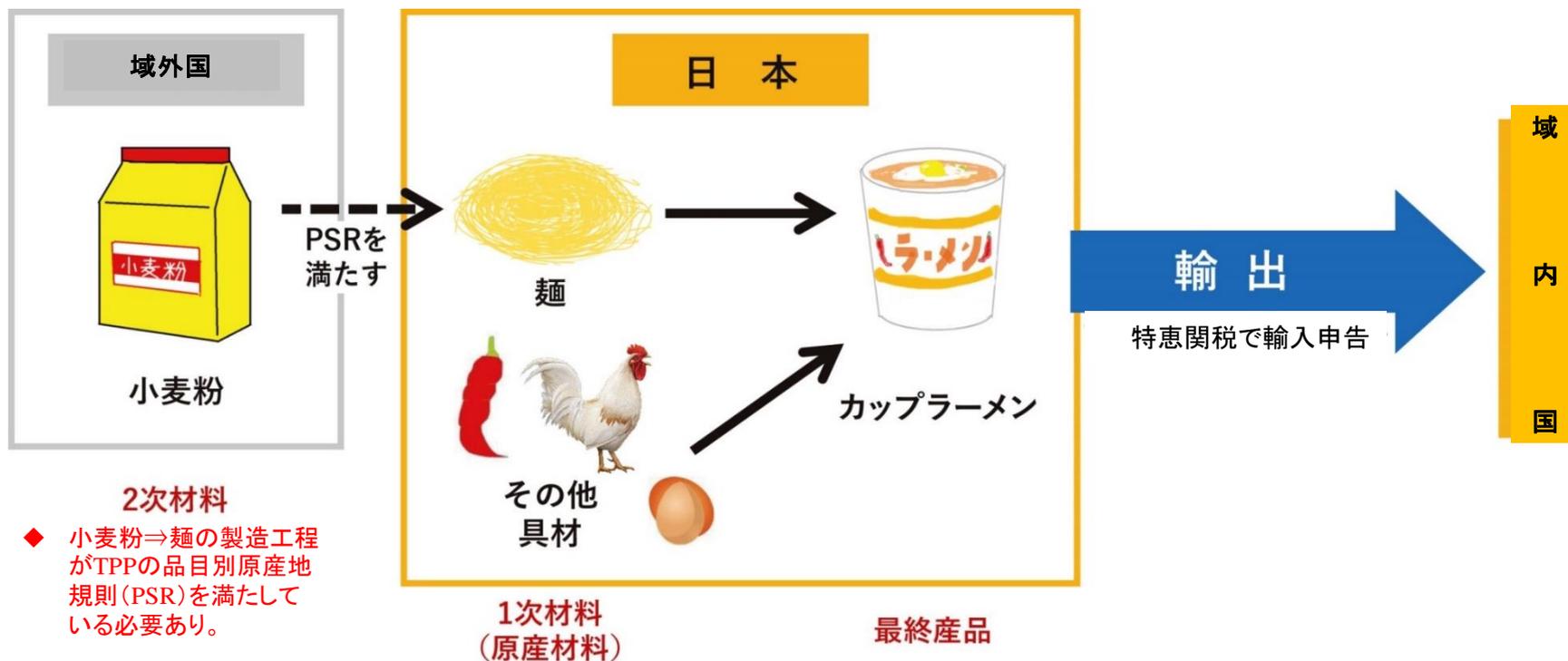
原産性の判断基準 ①～完全生産品～

- ◆ 域内で完全に得られ、または生産される製品は、原産品となる。
- ◆ 具体的には農水産品(動植物・魚介類・卵・牛乳等)、鉱物資源など。



原産性の判断基準 ②～原産材料のみから生産される製品～

- ◆ 域内の原産材料のみから生産される製品のこと。
- ◆ 完全生産品との違いは、製品の材料の材料(二次材料)に域外国のものを含み、それを使用してTPP域内国で一次材料(原産材料)へと加工し、生産する点。



原産性の判断基準 ③～品目別原産地規則(PSR)を満たす製品～

- ◆ 非原産材料を使用しているも、TPP域内国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品をTPP原産品と認めるもの。
- ◆ PSRでは、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が規定されている。

PSRを満たす産品のイメージ



【PSRの3類型】

- ① 関税分類変更基準: 材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ② 付加価値基準: 材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③ 加工工程基準: 材料に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

税関 原産地規則ポータル

<http://www.customs.go.jp/roo/>

HS2002 日シンガポール経済連携協定 / Japan-Singapore EPA 日メキシコ経済連携協定 / Japan-Mexico EPA 日マレーシア経済連携協定 / Japan-Malaysia EPA 日フィリピン経済連携協定 / Japan-Philippines EPA 日チリ経済連携協定 / Japan-Chile EPA 日タイ経済連携協定 / Japan-Thailand EPA 日ブルネイ経済連携協定 / Japan-Brunei EPA 日インドネシア経済連携協定 / Japan-Indonesia EPA 日アセアン包括的経済連携協定 / ASEAN-Japan CEPA

HS2007 日ベトナム経済連携協定 / Japan-VietNam EPA 日スイス経済連携協定 / Japan-Switzerland EPA 日インド包括的経済連携協定 / Japan-India CEPA 日ペルー経済連携協定 / Japan-Peru EPA
--

HS2012 日オーストラリア経済連携協定 / Japan-Australia EPA 日モンゴル経済連携協定 / Japan-Mongolia EPA TPP11 (CPTPP) 協定 / Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)
--

HS2017 日EU経済連携協定 / Japan-EU EPA 日米貿易協定 / Trade Agreement Between Japan and the United States of America 日米貿易協定 (米国側) / Trade Agreement Between Japan and the United States of America 日オーストラリア経済連携協定 (Under Construction) 日EU経済連携協定 (Under Construction) 日米貿易協定 (Under Construction) 日米貿易協定 (Under Construction)

注:「工事中 / Under Construction」のチェックボックスについては、今後、新規協定が発効した場合やHSのバージョンを改正した経済連携協定があった場合(例:日オーストラリア経済連携協定においてHS2012→HS2017へ改正)にデータが掲載され使用できるようになります。

例: さけ缶詰(160411) ⇒ 次画面

このページの本文へ English

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して原産地規則の適切な運用の確保に取り組んでいます。

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

新着情報

- 08月14日 「GSPの原産地証明書発給機一覧」の更新(マダガスカル発給機追加)
- 07月14日 日EU・EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ(国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録)を掲載しました
- 06月29日 日EU・EPA発効1周年記念セミナーについて(質疑応答の公表)
- 06月17日 EPA/GSPでの原産性に係る非違事例を追加しました

過去の新着情報一覧へ

ピックアップ

- 品目別原産地規則
 - 原産地規則の検索
 - 原産地規則一覧表
- 自己申告制度の様式見本各種
 - 日米貿易協定 (原産品申告書/原産品申告明細書)
 - 日EU経済連携協定 (原産品申告書/原産品申告明細書 (和文/英文)) (原産地に関する申告文)
 - TPP11 (原産品申告書/原産品申告明細書)
 - 日オーストラリア経済連携協定 (原産品申告書/原産品申告明細書)

パンフレット・お知らせ

- リーフレット「日EU協定に基づくEU税関当局からの情報提供要請」
- リーフレット「経済連携協定の品目別規則が検索できます」
- リーフレット「特恵税率の適用に際しては、貨物が「原産品」であることを確認してください」
- リーフレット「特恵税率適用に関する「事後確認」の実態について」
- リーフレット「中古品に対する日EU協定の原産地規則の適用について」

原産性判定方法③-1 ～関税分類変更基準～

- ◆ 非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内(またはTPP11域内)でなされたとして原産品と認める基準。
- ◆ 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類ある。
 - ①「類」(Chapter)の変更という場合は上2桁での変更。
 - ②「項」(Heading)の変更という場合は上4桁での変更。
 - ③「号」(Subheading)の変更という場合は上6桁での変更。
- ◆ どのレベルで変更すれば、原産品となるかは、品目により異なるため、付属書3-Dの品目別原産地規則を確認する必要がある。
- ◆ 品目別原産地規則は、表の形式で、HSコードごとにルールを掲載している。

原産性判定方法③-1 ～関税分類変更基準～

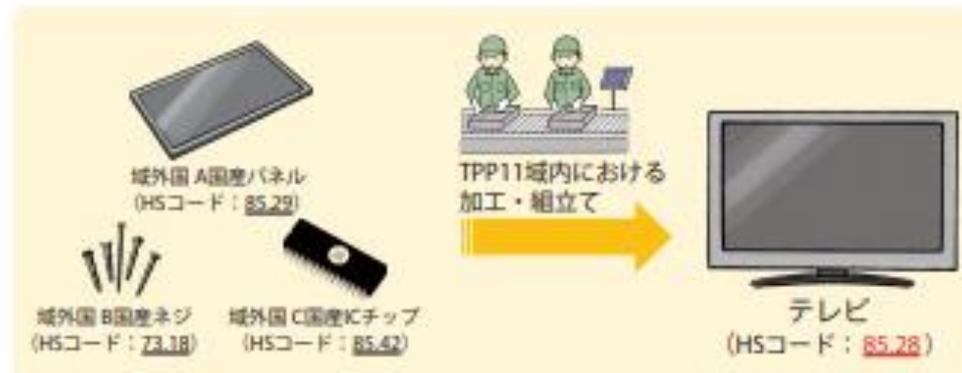
HSコード上2桁(「類」=「Chapter」)の変更(CC)の例

- ◆ 革製の時計バンド(HSコード:9113.90)の製造のため、加工をTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第9113.90号の製品への他の類の材料からの変更」



HSコード上4桁(「項」=「Heading」)の変更(CTH)の例

- ◆ テレビ(HSコード:85.28)の製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第85.28項の製品への他の項の材料からの変更」



HSコード上6桁(「号」=「Sub-Heading」)の変更(CTSH)の例

- ◆ パソコン(HSコード:8471.30)の製造のため、加工・組立てをTPP11域内で行う場合
- ◆ PSR:「第8471.30号から第8471.90号までの各号の製品への他の号の材料からの変更」



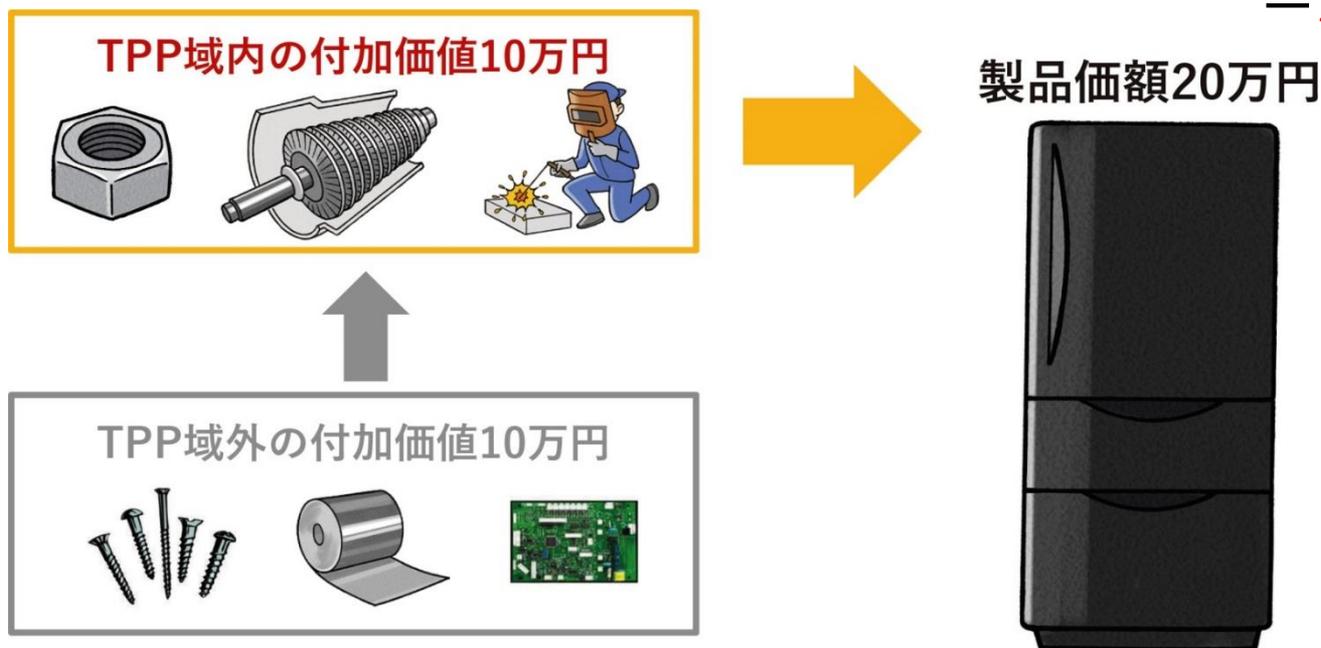
原産性判定方法③-2 ～付加価値基準～

- ◆ TPP11域内で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(またはTPP11域内)で付加された場合に、原産品と認める基準。

(参考)冷蔵庫のPSR

- ◆ 控除方式(次頁参照)による付加価値基準を用いる場合は45%。

TPP11域内の付加価値(RVC) = $(20 - 10) / 20 = 50\% > 45\%$ = 原産品



原産性判定方法③-2 ～付加価値基準の計算方式～

- ◆ 協定締結国域内で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が国内(または協定締結国域内)で付加された場合に、原産品と認める基準。

方式	計算式
域内原産割合 (%)	①控除方式 【全EPA(除く日スイスEPA)】 (輸出製品の価額-非原産材料の合計価額) ÷ 輸出製品の価額 $\times 100 \geq X\%$
	②積上げ方式 【日インドEPA、日モンゴルEPA、RCEP】 (原産材料の価額+直接労務費+直接経費+利益) ÷ 輸出製品の 価額 $\times 100 \geq X\%$
	【日チリEPA、TPP11】 原産材料の価額 ÷ 輸出製品の価額 $\times 100 \geq X\%$
非原産材料の最大割合(%)	【日スイスEPA、日EU・EPA】 非原産材料の価額 ÷ 製品の工場出し価額 $\times 100 \leq X\%$

(注) 輸出製品の価額＝原則、輸出する時点でのFOB価額

原産性判定方法③-2 ～付加価値基準の計算方式～

【TPP11独自方式(一部の品目に適用)】

○ 重点価額方式(特定の非原産材料の価額に基づくもの)

一部の鉱工業品に適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは非原産材料の価額を特定の主要な材料(PSRにより関税分類変更が求められている材料)のみに限る点。

$$RVC(\%) = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額(特定の材料のみ)}}{\text{製品の価額(FOB)}}$$

○ 純費用方式

自動車関連の品目のみに適用(新たにTPPで採用)。控除方式との違いは製品の価額(FOB)ではなく、製品の生産に係る純費用を用いる点。純費用とは、総費用から販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費、梱包費等を減じたもの。

$$RVC(\%) = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料の価額}}{\text{純費用}}$$

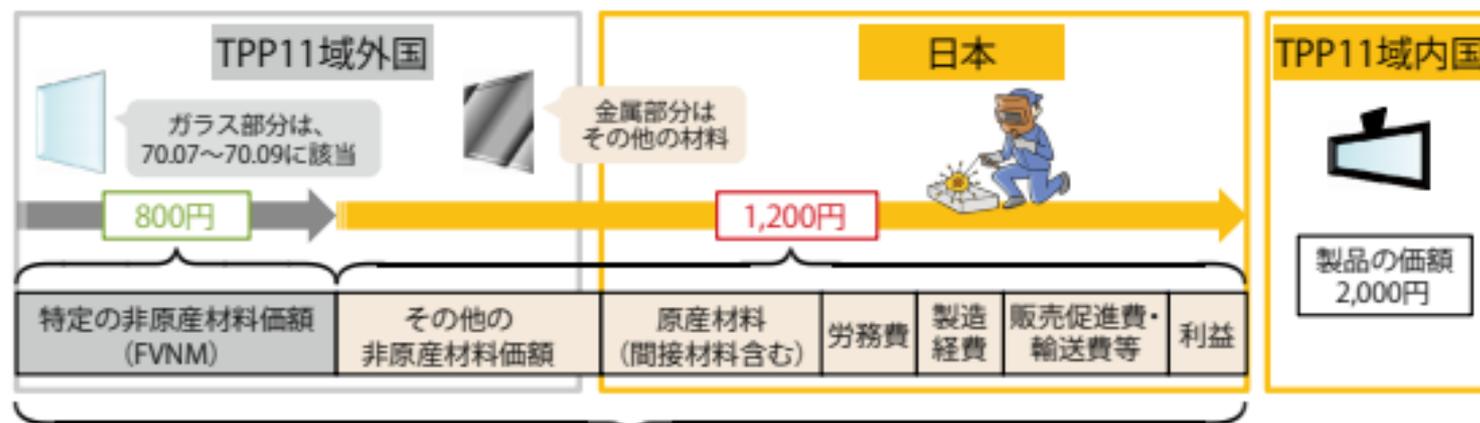
【重点価額方式の具体例(バックミラー)】

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)	第七〇・〇九項の産品への他の項の材料からの変更(第七〇・〇七項から第七〇・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七〇・〇七項から第七〇・〇九項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七〇・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない)。	

(出所)税関:原産地規則ポータル

バックミラー (HSコード: 7009.10) の例

本産品のPSRを満たすために重点価額方式による付加価値基準を用いる場合は、第70.07項から第70.09項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れて、**50%以上の付加価値が必要です。**



【公式】

$$RVC(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{特定の非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{2,000\text{円} - 800\text{円}}{2,000\text{円}} \times 100 = 60\% \geq 50\%$$

⇒従って、このバックミラーはRVCが50%以上のため、原産品と認められます。

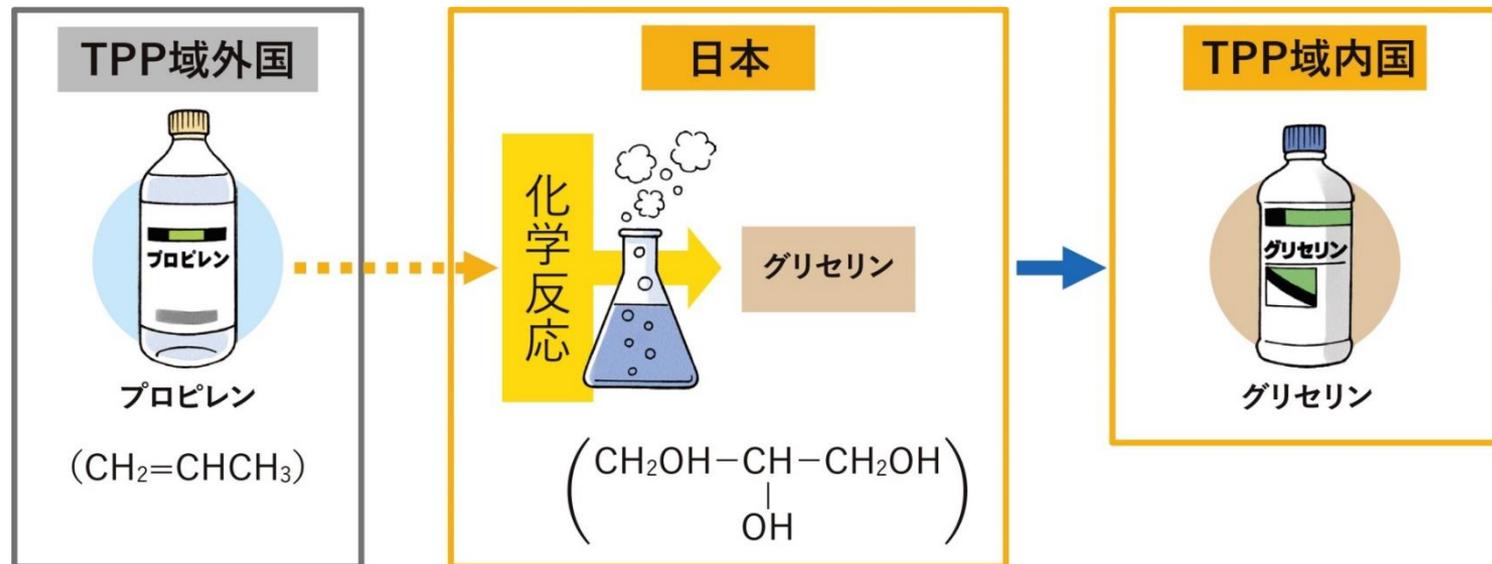
原産性判定方法③ -3～加工工程基準～

- ◆ TPP11域内でPSRが定める特定の加工が行われたことを以て原産品と認める基準。
- ◆ 下の図では、材料であるプロピレンをTPP11域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準(この例の場合、特定の化学反応を経ていること)を満たし、TPP11原産品と認められる。
- ◆ 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

(参考)グリセリン(HS2905.45)のPSR(※):

「材料が化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること」

(※)「号」(関税分類(HSコード)上6桁)変更基準と上記加工工程基準の選択制となっている。



例: さけ缶詰(160411)

【日ASEAN・EPA】

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	16			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates
		1604		魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 Prepared or preserved fish, caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs
			160411	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) Fish, whole or in pieces, but not minced さけ Salmon

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日ASEAN包括的経済連携協定 (HS2002)	OC(第三章からの変更を除く。)	
ASEAN-Japan CEPA (HS2002)	OC except from chapter 3	

【日ベトナムEPA】

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	16			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates
		1604		魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 Prepared or preserved fish, caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs
			160411	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) Fish, whole or in pieces, but not minced さけ Salmon

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
日ベトナム包括的経済連携協定(HS2007)	OC(第三章からの変更を除く。)	
Japan-Viet nam EPA (HS2007)	OC except from Chapter 3	

【TPP11】

原産地規則ポータル

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく 税関サイト内検索 検索

トップページ 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明手続 事後確認 税関ホームページ

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	16			肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 Preparations of meat, of fish or of crustaceans, molluscs or other aquatic invertebrates
		1604		魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 Prepared or preserved fish, caviar and caviar substitutes prepared from fish eggs
			160411	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) Fish, whole or pieces, but not minced さけ Salmon

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
環太平洋パートナーシップ協定(HS2012)	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更	
Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)	A change to a good of subheading 1604.11 through 1604.12 from any other chapter.	

【RCEP】

					一六〇四
	一六〇四・一二				
		一六〇四・一一			
	にしん	さけ	し、細かく切り刻んだものを除く。)	魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、	魚(調製し又は保存に適合する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物
	C C	C C			

例: さけ缶詰(160411)をベトナムに輸出する場合・・・

	発効日	関税撤廃日	現行税率
一般税率 (MFN)			30%
日ASEAN・EPA	2008年12月1日	16年目 (2023年4月1日)	8%
日ベトナムEPA	2009年10月1日	16年目 (2024年4月1日)	10%
TPP11	2019年1月14日	8年目 (2025年1月1日)	21.2%
RCEP	?	24年目まで関税 (30%) 維持、 25年目に22.5%に引下げ	未発効

関税率では日ASEAN・EPAを活用した方がよいのだが、ロシア産さけを使用している場合は・・・

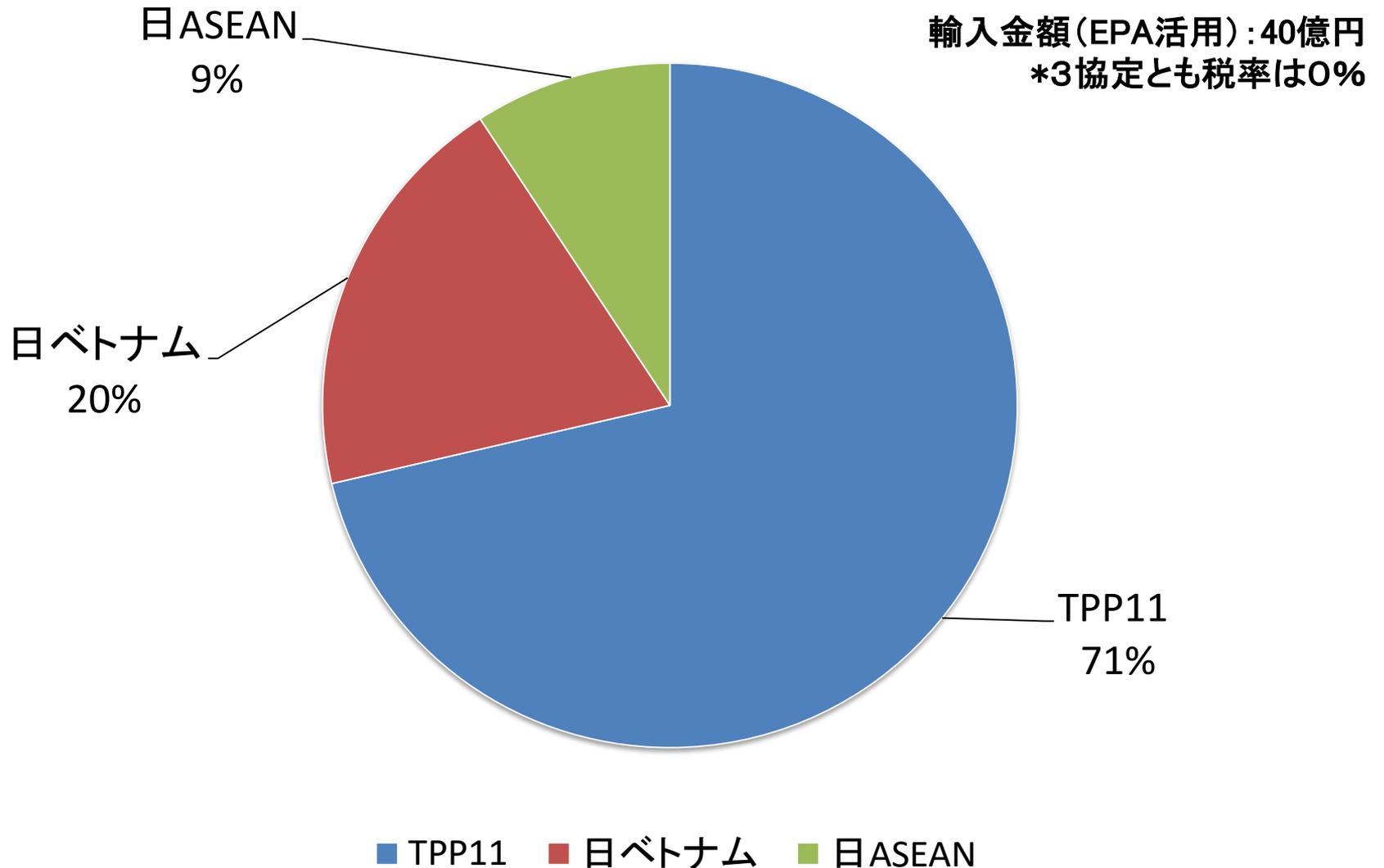


第三類: 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	さけ (域外品) の使用
日アセアン包括的経済連携協定 (HS2002)	CC (第三類からの変更を除く。)	×
日ベトナム経済連携協定 (HS2007)	CC (第三類からの変更を除く。)	×
TPP11 (HS2012)	第一六〇四・一一号から第一六〇四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更	○
RCEP (HS2012)	CC	○
日EU経済連携協定 (HS2017)	生産において使用される第二類、第三類、第一六類及び第一〇・〇六項の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。	×

(参考) 日本の輸入実績(2020年1-9月):さけ調整品(気密容器入りのもの以外のもの)

HS:1604.11-010



(出所)財務省貿易統計を基に作成

品目別原産地規則事例：魚の調整品

◆ 第3類(生鮮・冷蔵・冷凍した魚・フィレ等)の域外品の活用：
○(可能) △(一部可能) ×(不可能)

HSコード	品目名	TPP11 (HS2012)	日ASEAN・EPA (HS2002)	日ベトナム EPA (HS2007)	RCEP (HS2012)	日EU・EPA (HS2017)
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） 代用物					
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）					
1604.11	さけ	○	×	×	○	×
1604.12	にしん	○	×	×	○	
1604.13	いわし	△	○	×	○	
1604.14	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	×	×	×	○	
1604.15	さば	○	×	×	○	
1604.16	かたくちいわし	△	×	×	○	
1604.17	うなぎ	○	1604.19を適用	1604.19を適用	○	
1604.18	ふかひれ	1604.19を適用	1604.19を適用	1604.19を適用	1604.19を適用	
1604.19	その他のもの	△	×	×	○	
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	△（すり身は○）	×	×	○	
1604.31	キャビア	○	○	○	○	
1604.32	キャビア代用物	○	(1604.30)	(1604.30)	○	

品目別原産地規則例：ワイパー（851240）

TPP11

日EU・EPA

◆ TPP11、日EU・EPAとも関税分類変更基準と付加価値基準の選択制

	TPP11	日EU・EPA
関税分類変更基準	4桁レベル	4桁レベル
付加価値基準	域内原産割合（以下の方式の選択制／FOB価額に対する割合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 30%以上（積上げ方式） ・ 40%以上（控除方式） ・ 50%以上（重点価額方式） 	以下の方式の選択制 <ul style="list-style-type: none"> ・ MaxNOM（非原産材料の最大割合）50%以下（工場出し価額/EXW） ・ RVC（控除方式の域内原産割合）55%以上（FOB価額）

【参考】関税分類変更基準の表記

	TPP11	日EU・EPA
2桁	「類」の変更	CC
4桁	「項」の変更	CTH
6桁	「号」の変更	CTSH

八五二・四〇一八五二・九〇

第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は

域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな

CTH・CTSH・CTSH

CTH
 $MaxNOM = \frac{EXW}{EXW + (EXW - FOB) \times RVC}$
 $RVC = \frac{EXW - FOB}{EXW}$

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則 (PSR)	関税分類変更基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	A change to a good of heading 40.02 through 40.17 from any other heading.	○ (4桁)		ゴム (4001～ 4006)
ウォーターポンプ	8413.30	A change to a good of subheading 8413.11 through 8413.82 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	A change to a good of subheading 8421.11 through 8421.39 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	A change to a good of subheading 8507.10 through 8507.20 from any other heading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8507.10 through 8507.20, provided there is a regional value content of not less than: (a) 35 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the build-down method	○ (4桁)	○ (積上げ、控 除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	A change to a good of subheading 8511.10 through 8511.80 from any other subheading.	○ (6桁)		部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	A change to a good of subheading 8512.40 through 8512.90 from any other heading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8512.40 through 8512.90, provided there is a regional value content of not less than: (a) 30 per cent under the build-up method; or (b) 40 per cent under the build-down method; or (c) 50 per cent under the focused value method taking into account only the non-originating materials of heading 85.12.	○ (4桁)	○ (積上げ、控 除、重点)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクロー ター	8708.30	A change to a good of subheading 8708.30 through 8708.40 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.30 through 8708.40, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	○ (6桁)	○ (積上げ、 ネットコス ト、控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	A change to a good of subheading 8708.80 from any other subheading; or No change in tariff classification required for a good of subheading 8708.80, provided there is a regional value content of not less than: (a) 45 per cent under the build-up method; or (b) 45 per cent under the net cost method; or (c) 55 per cent under the build-down method.	○ (6桁)	○ (積上げ、 ネットコス ト、控除)	部品 (8708.80)

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則 (PSR)	関税分類変更 基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	ゴム (4001~ 4006)
ウォーターポンプ	8413.30	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクロー ター	8708.30	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).	○ (4桁)	○ (非原産材 料、控除)	部品 (8708.30)

品目別原産地規則例：自動車部品

品目名	HS code	品目別原産地規則 (PSR)	関税分類変更 基準	付加価値基準	備考
ファンベルト	4010.39	CTH or RVC40	○ (4桁)	○ (控除)	ゴム (4001~ 4006)
ウォーターポンプ	8413.30	CTSH or RVC40	○ (6桁)	○ (控除)	部品 (8413.91)
オイルフィルター	8421.23	CTSH or RVC40	○ (6桁)	○ (控除)	部品 (8421.99)
バッテリー	8507.10	CTH or RVC40	○ (4桁)	○ (控除)	部品 (8507.90)
点火プラグ	8511.10	CTSH or RVC40	○ (6桁)	○ (控除)	部品 (8511.90)
ワイパー	8512.40	CTSH or RVC40	○ (6桁)	○ (控除)	部品 (8512.90)
ディスクパッド ディスクロー ター	8708.30	CTH or RVC40	○ (4桁)	○ (控除)	部品 (8708.30)
サスペンション	8708.80	CTH or RVC40	○ (4桁)	○ (控除)	部品 (8708.80)

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③



原産地の証明

■ 第三者証明制度

生産者・輸出者が第三者機関（政府または指定機関）に対して、輸出品が原産地認定基準を満たしていることを証明する情報を提供した上で、第三者機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

*日本・ASEAN、ASEAN・中国、ASEAN・インド、日本・オーストラリア（※）、RCEP（※※）など

■ 認定輸出者自己証明制度

政府によって認定された輸出者に対し、自己申告制度を適用する制度。認定輸出者以外は、第三者機関による判定が必要。

*日本・メキシコ、日本・スイス、日本・ペルー、RCEP（※※）

■ 自己申告制度

生産者、輸出者または輸入者が、自ら原産性を証明する制度。

*日本・オーストラリア（※）、TPP11、日本・EU、日米貿易協定（輸入者のみによる自己申告制度）、日本・英国、RCEP（※※）

※ 日豪EPAにおいては、第三者証明制度、自己申告制度併用

※※RCEPにおいては、第三者証明制度、認定輸出者自己証明制度、自己申告制度併用

日本のFTA/EPA、日米貿易協定における原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年 4月	○	○	-
日マレーシア	2006年 7月	○	-	-
日チリ	2007年 9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年 7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年 7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年 9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年 8月	○	-	-
日ペルー	2012年 3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年 1月	○	-	○
日モンゴル	2016年 6月	○	-	-
TPP	署名済(2016年2月) ^(注)	-	-	○
CPTPP(TPP11)	2018年12月30日 ^(注)	-	-	○
日EU	2019年2月1日	-	-	○
日米貿易協定	2020年1月1日	-	-	○
日英	2021年1月1日	-	-	○
RCEP	署名済(2020年11月15日)	○	○	発効後10年または20年以内に導入

(注)TPPは米国の離脱後、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP、通称TPP11)」として署名、2018年12月30日に発効するのは、日本、メキシコ、シンガポール、NZ、カナダ、豪州の6カ国。2018年1月14日にベトナムが発効。

(出所)政府資料をもとにジェトロ作成

【第三者証明制度】

日本商工会議所 EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

新着情報		セミナー情報	
NEW	2018/10/1 【重要】台風24号の影響による京浜東北線の営業中止について	2018/8/28	EPA第一種特定原産地証明書申請セミナー（既出票向け・中級者向け）のご案内（H30年10月18、19日、名古屋）
NEW	2018/10/1 【重要】台風24号の影響による京浜東北線の営業中止について	2018/8/17	EPA（経済連携協定）取得セミナー開催のご案内（H30年10月25日、静岡）
NEW	2018/9/7 新規加盟協会の窓口業務内容について	2018/8/1	【終了しました】EPA（経済連携協定）取得セミナー開催のご案内（H30年10月15日、さいたま）
NEW	2018/9/6 【重要】鉄道の利用による新規加盟協会の窓口一時閉鎖について	2018/7/27	「JETU・EPAと新たなビジネス機会」セミナー（H30年8月3日 ジェトロ横浜、浜：横浜）



共通

第三者証明制度(日本商工会議所)		自己申告制度(自己証明制度)
ステップ1	輸出製品のHSコードを確認する	輸出製品のHSコードを確認する
ステップ2	EPA税率の有無や税率を確認する	EPA税率の有無や税率を確認する
ステップ3	各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する	各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する
ステップ4	輸出製品に係る原産地性を確認する (原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等)	輸出製品に係る原産地性を確認する (原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等)
ステップ5	「企業登録」をする	原産地証明書(原産地に関する申告文) を作成する
ステップ6	「原産品判定依頼」を行う	
ステップ7	「特定原産地証明書の発給申請」を行う	

➤ **TPP11、日EU・EPAでは……**

- ✓ 事業者が自ら原産地証明書(原産地に関する申告)を作成できる「自己申告制度」を採用。
- ✓ 原産地証明書(原産地に関する申告)の作成やその後の手続に関連するコストとリードタイムを低減する効果が期待される。

「EPA原産地規則マニュアル」(東京税関作成)より

・全量が同一便で到着しない場合 (納入の都合)

(問6) 顧客への納入が早まったため、輸入者の都合により、1枚の原産地証明書の20コンテナ分の貨物のうち、3コンテナ分をA船、残りの17コンテナ分をB船に分けて輸入することとなった。この場合、基本通達68-5-17(分割して輸入する場合の締約国原産地証明書の取扱い)により、取り扱っていいか。

【回答】積載する予定の船社による特段の事情(船舶の故障等)がない場合での複数回の船積みということであり、原産地証明書の分割使用はできない。可能であれば、原産地証明書の取り直しにより対応。なお、1船分については、EPA税率は適用できる。

→ * TPP、日EU協定においては、自己申告による原産地証明書(EUでは原産地申告)は1回の輸送に限らず同一製品の複数回の輸送に使用可能であるため、それぞれの輸入申告についてEPA税率を適用して差し支えない。

・第三国における一時蔵置

(問9) 「運送上の理由」は特段ないが、貨物は管理コストの安い第三国にて一時蔵置し、商機を見て日本へ輸入することとしている。原産国から一時蔵置する第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていないが、EPA税率の適用は可能か。

→ 【回答】EPAの積送基準においては、一般特惠と異なり「運送上の理由」によるとの要件がないため、貨物を第三国でストックし商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすこととなる。ただし、EPAの利用に当たっては、多くの協定で原産地証明書が必要になるが、原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得する必要があるため、実際上は原産地証明書の取得が難しく、第三者証明制度の下での利用は困難と考えられる。

なお、日豪EPA、TPP、日EUで採用されている自己申告制度に基づく原産品申告書等の場合には、輸出後に作成することも可能である。

関税上の特惠待遇を要求するのに必要な書類

TPP11

独立した書面を作成

(日)原産地証明書
(英)certification of origin

日EU・EPA

仕入書その他の商業書類上に申告文を記載(別紙でも可)

(日)原産地に関する申告
(英)statement on origin

日米貿易協定

米国の通関書類の所定欄に国記号(JP)を記載

(日)一
(英)a statement forming part of the import documentation that the good qualifies as an originating good

原産地証明書/原産地に関する申告:作成できる者は？

	輸出者	生産者	輸入者	第三者 発給機関
TPP11 (原産地証明書)	○	○	○*1	×*2
日EU・EPA (原産地に関する申告)	○	○	輸入者の知識	×
日米貿易協定 (原産地に関する申告)	×	×	○	×

- * 1: TPP11では、ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナムについては、輸入者による原産地証明書の作成は、協定がそれぞれの締約国について効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっている。
- * 2: TPP11では、例外的に最長10年の時限付きで第三者発給機関が原産地証明書を発給することが認められている。日本はこの例外を適用せず、自己申告制度を採用。発効7カ国中、ベトナムがこの例外を採用。

(参考) RCEPの原産地証明

第三者証明制度

認定輸出者自己証明制度

自己申告制度

協定発効時より導入

遅れて導入

◆ 協定発効後10年以内に導入

オーストラリア、ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

◆ 協定発効後20年以内に導入

カンボジア、ラオス、ミャンマー

◆ 延長(最大10年間)可能→「物品に関する委員会」に通報

◆ 輸出者、生産者が作成可能。輸入者の作成については、全署名国について効力が生ずる日に検討を開始。5年以内に結論を出す。ただし、日本については、発効時から導入可能。

様式、使用言語、有効期間、複数回の使用は？

	TPP11	日EU・EPA
様式	特定の様式は規定されておらず、必要的記載事項を記載すればよい。	仕入書その他の商業用の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。
言語	英語 * 英語以外で作成した場合は、輸入国言語への翻訳が求められる。	英語、日本語を含む24言語のうちいずれかで作成。
有効期間	原産地証明書作成日の後1年間または輸入国の法令に規定するこれより長い期間有効。	作成の日から12カ月間有効。
複数回の使用 (同一製品の扱い)	12カ月を超えない期間における同一製品の2回以上の輸送に適用可能。	同一製品の2回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する12カ月を超えない期間に行われるもの）に適用可能。

原産地証明書に記載すべき事項

1. 証明者は誰か

輸出者、生産者、または輸入者のうち誰が原産地証明書を作成したかを明記。

2. 証明者の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。

3. 輸出者(証明者ではない場合)の情報

氏名または住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。生産者が原産地証明書を作成した場合で、輸出者が特定できない場合は不要。輸出者の住所はTPP域内国の産品が輸出された場所とする。

4. 生産者(証明者あるいは輸出者ではない場合)の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。生産者が複数いる場合は“various”と記載、あるいは生産者の一覧を添付。生産者を秘匿したい場合は、“Available upon request by the importing authorities”(「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」)と記載可能。生産者の住所はTPP域内国の産品が生産された場所とする。

5. 輸入者(判明している場合)の情報

氏名または名称、住所(国名を含む)、電話番号、電子メールアドレス。輸入者の住所はTPP域内国でなければならない。

6. 産品の品名及びHSコード

対象産品の品名及び関税分類(HSコード)(6桁)。品名は対象産品を表すのに十分な形で記載。1回限りの原産地証明書の場合、インボイス番号がわかっている場合は記載。

7. 原産性の基準

どの原産性の基準(以下のいずれか)を適用して原産品としたかを記述。

- 完全生産品(TPP Article 3.2(a))
- 原産材料のみから生産される産品(TPP Article 3.2(b))
- 品目別原産地規則を満たす産品(TPP Article 3.2(c))

8. 対象期間

同一産品の複数回の輸送を対象とする場合、その期間。原則、12カ月が限度。

9. 署名と日付、宣誓文

証明者による署名と日付を明記。あわせて右記の宣誓文を記述。

■ 宣誓文

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、または確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。

TPP11で求められる記載事項を満たした原産地証明書のサンプルフォーム

Sample

CERTIFICATION OF ORIGIN

<p>1. CERTIFIER Name, address, country, telephone number and e-mail address Tanaka Tarou PTP Company Ltd., 1-3-1 Kasunigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan Tel. 090-21-31-41 e-mail: tanakat@test.jp</p> <p>Certifier is: Exporter, Producer</p>	<p>2. EXPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address Same as Certifier</p>																																																																															
<p>3. PRODUCER Name, address, country, telephone number and e-mail address Same as Certifier</p>	<p>4. IMPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address Trade Daisuki CPTPP Company Ltd., 1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia Tel: 080-41-36-11 e-mail: LetsFreeTrade@test.tpp11</p>																																																																															
<p>5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">#</th> <th rowspan="2">DESCRIPTION</th> <th rowspan="2">HS TARIFF CLASSIFICATION</th> <th rowspan="2">ORIGIN CRITERION *</th> <th rowspan="2">INVOICE NUMBER**</th> <th colspan="2">BLANKET PERIOD**</th> </tr> <tr> <th>STARTING DATE</th> <th>ENDING DATE</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>Duck</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(a)</td><td>12345</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>2</td><td>Goose</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(a)</td><td>12345</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>3</td><td>Guinea Pig (Cavia Porcelus)</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(b)</td><td>12345</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>4</td><td>Guinea Pig</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>12345</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>5</td><td>White Goose</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>43653</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>6</td><td>Black Goose</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>43653</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>7</td><td>Red Goose</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>43653</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>8</td><td>Black Duck</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>-</td><td>2017/7/1</td><td>2017/8/1</td></tr> <tr><td>9</td><td>Golden Wing Duck</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>-</td><td>2017/7/1</td><td>2017/8/1</td></tr> <tr><td>10</td><td>Silver Wing Duck</td><td>HS 0105.13</td><td>TPP Article 3.2(c)</td><td>-</td><td>2017/7/1</td><td>2017/8/1</td></tr> </tbody> </table> <p>* TPP Article 3.2(a): a good is wholly obtained or produced entirely in the territory of one or more of the Parties. TPP Article 3.2(b): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties, exclusively from originating materials. TPP Article 3.2(c): a good is produced entirely in the territory of one or more of the Parties using non-originating materials provided the good satisfies all applicable requirements of Product-Specific Rules of Origin. ** Optional</p>		#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION *	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**		STARTING DATE	ENDING DATE	1	Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-	2	Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-	3	Guinea Pig (Cavia Porcelus)	HS 0105.13	TPP Article 3.2(b)	12345	-	-	4	Guinea Pig	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	12345	-	-	5	White Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-	6	Black Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-	7	Red Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-	8	Black Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1	9	Golden Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1	10	Silver Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1
#	DESCRIPTION						HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION *	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**																																																																						
		STARTING DATE	ENDING DATE																																																																													
1	Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-																																																																										
2	Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(a)	12345	-	-																																																																										
3	Guinea Pig (Cavia Porcelus)	HS 0105.13	TPP Article 3.2(b)	12345	-	-																																																																										
4	Guinea Pig	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	12345	-	-																																																																										
5	White Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-																																																																										
6	Black Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-																																																																										
7	Red Goose	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	43653	-	-																																																																										
8	Black Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1																																																																										
9	Golden Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1																																																																										
10	Silver Wing Duck	HS 0105.13	TPP Article 3.2(c)	-	2017/7/1	2017/8/1																																																																										
<p>6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE</p> <p>I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.</p> <p>NAME AND SIGNATURE _____ DATE _____</p>																																																																																

(注)TPP11の原産地証明書において、特定のフォームは指定されていません。当該フォームは、協定附属書3-Bが規定する「**必要的記載事項**」(スライド79参照)を記載したサンプルです。

<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/>

TPP11の特恵関税および原産地規則

「CPTPP EEU・EPA 海外でチャンスをつかむ」 (16MB)

TPP11の概要、特徴、FTA/EPA利用事業者例を紹介しています。

TPP11解説書：TPP11の特恵関税の活用について (14.3MB)

TPP11特恵関税の調べ方、TPP11を使って輸出等を行う際に必要な原産地規則の読み方や基本ルールなどを解説しています。

・輸出用原産地証明書サンプルフォーム (17KB) (解説書123ページ参照)

分野別関税撤廃スケジュールリンク集

分野別の個別品目についての関税撤廃スケジュールがご覧になれます。

原産地証明書の根拠

(基本的な考え方)

- ◆ 原産地証明書の根拠となる資料は、事業者が採用した原産地基準(原産性の判断基準)によって異なる。
- ◆ 輸出者が原産地証明書を作成する場合、輸出者であって製品の生産者でないときは、輸出者が有する情報または(生産者が作成した宣誓書があるなど)生産者が有する情報に対する合理的な信頼に基づき、原産地証明書を作成することができる。輸入者が原産地証明書を作成する場合、輸入者が有する書類または輸出者または生産者から提出された裏づけとなる書類に対する合理的な信頼に基づき、原産地証明書を作成することができる。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例

- 対比表**
 - 非原産材料の関税分類番号(HSコード)と輸出する製品のHSコードが変更していることを示す資料(詳しくはP.47)
- 裏付資料**
 - 総部品表
 - 製造工程フロー図
 - 生産指図書(委託生産の場合)
 - 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)
- 材料の原産性を示すための根拠資料**
 - サプライヤーからの情報(国内調達)
 - 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)
- その他**
 - 原産地証明書の写し
 - 原産地証明書を作成した輸出製品のインボイス
 - 船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合の根拠資料の例

- 計算ワークシート**
 - 規定の域内原産割合を上回ることを示す資料(詳しくはP.48参照)
- 裏付資料**
 - 総部品表
 - 製造工程フロー図
 - 生産指図書(委託生産の場合)
 - 各「材料・部品」の投入記録(在庫蔵入蔵出記録など)
- 材料の原産性を示すための根拠資料**
 - サプライヤーからの情報(国内調達)
 - 輸入時の原産地証明書の写しなど(輸入)
- 控除方式**
 - 材料の調達価額を証明する資料
 - 輸入時のインボイスなど
- 重点価額方式**
 - 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
- 純費用方式**
 - 原産材料の調達価額を証明する資料
 - 域内国からの輸入時のインボイスなど
 - 取引契約書やサプライヤーからの請求書など
- 積上げ方式**
 - 間接材料の算出根拠となる資料
 - 製造原価計算書、帳簿、伝票、インボイス、契約書、請求書、支払い記録など
- その他**
 - 原産地証明書の写し
 - 原産地証明書を作成した輸出製品のインボイス
 - 船荷証券等の船積書類の写し

完全生産品の場合

国内あるいはTPP域内で生産したことを証明した生産者が作成した資料等が原産性の根拠資料となる。

原産材料のみから生産される産品の場合

国内あるいはTPP域内国の原産品であることを証明した材料供給者からの資料、あるいは当該材料に係るTPPの原産地証明書、または国内の自社で生産した材料(内製品)が原産品であることを証明した資料等が原産性の根拠資料となる。

経済産業省

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】

原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示

2019年10月改訂
経済産業省
原産地証明室

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】
「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

関税分類変更基準利用における対比表の例

作成年月日
資料作成者名

輸出製品の生産に使用した
全ての材料・部品名を記載。

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準 (CTH、4桁変更)

特に最終生産地
が国内であることを
確認。

非原産材料は、HS
コードが変更している
ことを確認。

原産材料であっても、HS
コードの変更が確認でき
れば、非原産とみなすこと
も可能。この場合、サプ
ライヤーからの資料は不要。

同時に付加価値基準も満たす必要がある場合、「計算
ワークシート」(後述)を統合した表でも構わない。

HSコード	製品名	HSコード	部品名	原産/非原産	原産情報等
		3917	プラスチック製管	非原産	
		3923	プロテクター	非原産	
		3926	ドライブギア	非原産	
		4016	ワッシャー	非原産	
		5901	織物製テープ	非原産	
		7318	レセプタクル	非原産	
		7318	タッピングスクリュー	非原産	
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
8544.30	ワイヤーハーネス	(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
			電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

非原産材料について
は、取引書類や原産
性を裏付ける資料は
不要。

(輸出製品の生産に使用した全ての材料・部品を記載しました □)

原産材料については、その原産性を示すための
根拠資料が必要。資料を提出したサプライヤー
も、納入部材に関する同様の対比表や計算
ワークシート(後述)を作成する。

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】
「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

付加価値基準利用における計算ワークシートの例

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市〇〇△△工場

適用原産地規則：付加価値基準(RVC40%以上)

輸出品：HS8544.30 ワイヤハーネス

FOB価額：US\$64(円換算¥5,800)

RVC = (5,800 - 1,400) / 5,800 = 0.76

特に最終生産地が
国内であることを確認。

作成年月日
資料作成者名

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました □)

本事例では控除方式で計算。

$$\frac{(\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額})}{\text{FOB価額}}$$

・控除方式を使う場合、原産材料の価額は出てこないで原産材料単価の根拠を示す資料は不要。他方、積上げ方式を使う場合には、当該価額の根拠を示す資料が必要。

・控除方式or積上げ方式については、原産/非原産材料の点数、価格の大小等を考慮し、協定の範囲内で、より簡便な方法を自由に選択可能。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて決められる。

・積上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分に含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
プラスチック製管	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
プロテクター	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ドライブギア	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ワッシャー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
織物製テープ	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
レセプタクル	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
タッピングスクリュー	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
...
接続子	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
ファスナー(留め具)	非原産	¥・・・		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
非原産材料価額合計		¥1,400		
LED	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
銅線	原産	¥・・・	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
電気導体	原産		サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
原産材料価額合計		¥1,100		
その他経費	-	¥2,700		製造原価明細
利益	-	¥400		製造原価明細
輸送費	-	¥200		国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
非材料費合計		¥3,300		

同時に関税分類変更基準も満たす必要がある場合、「対比表」(前述)を統合した表でも構わない。

経済産業省：【経済連携協定に基づく原産地証明書の利用】 「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」より

サプライヤー証明の例

サプライヤーから調達した材料が原産材料であるとの「サプライヤー証明」に記載が必要な内容は、本件資料の作成年月日、製造された物品の供給先名^{*}、製造者の氏名又は名称、住所、担当者の氏名、所属部署名、連絡先、利用する協定名、製造された物品が原産品であることを証明する旨の記載、製造された物品の品名（英文）、物品を特定できる情報（製造番号、型番等）、HSコード、判定基準、生産場所（住所、工場名等）。以下の様式は、上記内容を記載した一例であり、上記の内容が記載されていれば、資料の様式は問わない。

*生産者とサプライヤー間の情報提供のシステムによって、物品の流れ及び原産性の確認への対応が担保される場合、供給先名は不要

年 月 日				
(生産者) 殿				
(サプライヤー名)				
法人名 (個人事業主の場合は個人名)				
住所				
部署名				
氏名				
連絡先				
当社の下記商品は、〇〇協定に基づく原産品であることを証明いたします。				
記				
(該当する商品)				
品名 (英文)	製造番号・型番	HS コード	判定基準	生産場所 (住所・工場名等)
〇〇〇	AB1122/CD-1	〇〇〇〇	CTC (項変更)	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇				△△工場
〇〇〇	EF3344/GH-II	(〇〇〇〇)	VA (基準値 40%以上)	〇〇県〇〇市〇〇
〇〇〇〇				本社工場

・ サプライヤーに対して資料の提出を依頼する際に、原産地規則等に関し十分な説明を行う。

・ サプライヤーへの負担を最小化すべく、必要最低限の部分について依頼することが望ましい。例えば、VAルールを採用する場合、まず自社の付加価値分を算定し、その上で基準を満たすのに必要最低限の原産材料価格分を積み上げるべく、価格が高い部品や、原産性の判定がしやすい部品から優先して依頼するなど一案。

・ 設計・仕入先変更等により原産性に変更があった場合には、サプライヤーから適宜情報提供を受けられるように、適切な連絡体制を整えておくこと。

・ 締約国当局からの検認等で、サプライヤー証明にとどまらず、その根拠となる対比表や計算ワークシートの提出を求められる可能性があることに留意すること。

【TPP11 輸入後の特惠関税の要求】

第三・二十九条 輸入後の還付及び関税上の特惠待遇の要求

1 各締約国は、自国の領域に輸入された時に産品が関税上の特惠待遇を受け資格があったであろう場合において、輸入者がその輸入の時に関税上の特惠待遇を要求しなかったときは、当該輸入者が当該産品について関税上の特惠待遇及び超過して徴収された関税の還付を申請することができることを定める。

2 輸入締約国は、1の規定に基づく関税上の特惠待遇を与える条件として、輸入者に対し、輸入の日の後一年以内又は自国の法令で定めるこれよりも長い期間内に次のことを行うことを義務付けることができる。

- (a) 関税上の特惠待遇の要求を行うこと。
- (b) 当該輸入の時に当該産品が原産品であった旨の申告を行うこと。
- (c) 原産地証明書の写しを提供すること。
- (d) 当該輸入締約国が要求する当該産品の輸入に関連するその他の書類を提供すること。

【RCEP 輸入後の特惠関税の要求】

第三・二十三条輸入後の関税上の特惠待遇の要求

1 各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、産品が自国に輸入された時に原産品とされたであろう場合には、当該産品の輸入者が、自国の法令に定める期間内かつ当該産品が輸入された日の後に、次の書類を自国の税関当局に提示することにより、関税上の特惠待遇が与えられなかった結果として超過して支払った関税又は担保の還付を申請することができることを定める。

- (a) 原産地証明その他当該産品が原産品であることについての証拠
- (b) 要求された関税上の特惠待遇を十分に立証するために税関当局が要求する輸入に関するその他の書類

2 1の規定にかかわらず、各締約国は、自国の法令に従い、輸入者が輸入の時に自国の税関当局に対して関税上の特惠待遇を要求する意思を通報することを要求することができる。

EUにおける特惠関税の遡及適用ルール 関税の還付及び減免(Repayment and Remission)

原則	関税が、「有利な関税措置」の遡及適用に関して過剰請求された場合であって、通関申告が受理された時点で適用可能であった有利な関税措置を遡及的に講じる場合に、還付が行われ得る。 (関税割当て既に枠が消化されてしまった場合などの例外あり)
申請期間	原則として税関債務(customs debt)の通知がなされた日(通常は関税を支払った日)から3年以内
還付対象	還付対象額が10ユーロ以上の申告
還付までの基本的な流れ	<ol style="list-style-type: none"> ①税関当局は、還付申請を受理した日から30日以内に、還付を承諾するための手続き要件が満たされているか否かを審査、受理した旨を申請者に通告する。 ②関税還付の決定を下すために必要な追加情報があれば、申請者は税関当局の要請に従って提出する。 ③申請を受領した日から遅くとも120日以内に、税関当局は関税還付に関する決定を下し、申請者に通知する。 ④税関当局による決定が下されてから3カ月を超えても還付がなされない場合、還付額に利子が発生する。
申請主体	関税を支払った者またはその責を負う者、あるいはその者の権利義務を引き継ぐ者。申請者はEORIナンバー(注)を取得している必要あり。
申請先	関税債務を通知したEU域内の管轄税関当局
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ①通関申告が受理された時点の「有利な関税措置を示す書類」(原産地申告等) 欧州委の見解「遡及申請の時点で原産地申告が有効でなければならない」(日EU・EPAガイダンス) 「還付申請期間内であれば、日EU・EPA適用資格があることに気づいた時点で原産地申告を作成することが可能。 申告文の作成日から記録保持義務などの義務が発生」(2020年2月4日 日本関税協会セミナー) ②申請者情報や物品の所在地など、通常の通関申告で求められる基本情報に加え、課税価額情報、法的根拠、銀行口座情報等の追加情報。より具体的には各加盟国税関当局の定めに従う必要あり。

(注)通関手続きの際の事業者の登録および識別を目的とした、EU全加盟国共通の事業者固有番号

(出所)欧州連合関税法典 第116条～123条

EPA利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定します

大前提

関税率を調べます

条件①

原産地規則を満たしているか確認します

条件②

原産地証明書を準備します

条件③

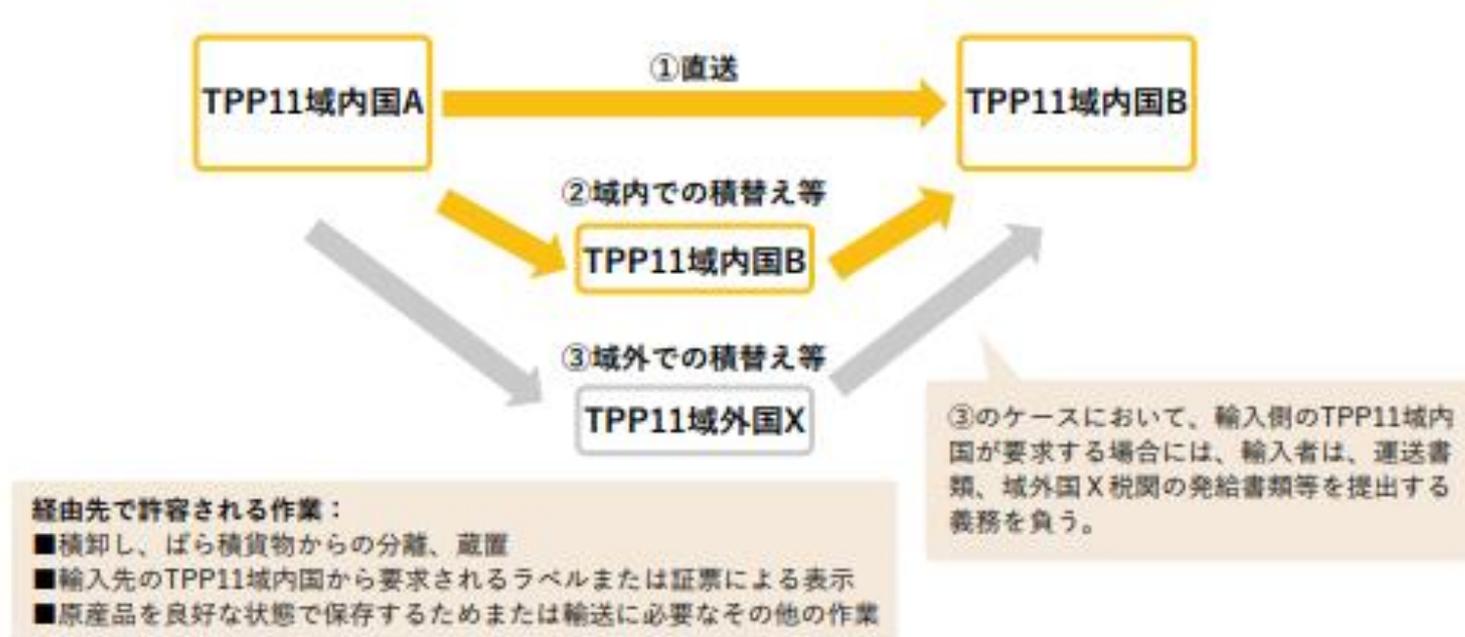
積送基準

検認

積送基準(変更の禁止)

TPP11では、原産品を輸入締約国に輸送する場合の原産性維持に関する基準が定められています。域外国を経由する際は、積卸し、蔵置等以外の作業が行われておらず、当該域外国税関の管理下に置かれていれば、原産性は失われていないとみなすことが可能です。

TPP11域外国を経由する場合(③)でも、経路先で実質的な加工を加えず、当該産品が経路先でTPP11域外国税関の管理下にあれば、原産性が失われることはありません。



【日ASEAN・EPA】

第三十一条 直接積送

1 関税上の特惠待遇は、この章に規定する要件を満たし、かつ、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送される原産品に対して与える。

2 次のいずれかの産品は、輸出締約国から輸入締約国へ直接積送されるものとみなす。

(a) 輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送される産品

(b) 一若しくは二以上の締約国(輸出締約国及び輸入締約国を除く。)又は第三国を經由して輸送される産品。ただし、当該産品について、積替え又は一時蔵置、積卸し及び当該産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

【RCEP】

第三・十五条 直接積送

1 原産品が次のいずれかの条件を満たす場合には、当該原産品は、第三・二条(原産品)の規定に基づく原産品としての資格を維持する。

(a) 当該原産品が輸出締約国から輸入締約国へ直接輸送されること。

(b) 当該原産品が一又は二以上の締約国(輸出締約国及び輸入締約国を除く。以下この条において「中間締約国」という。)又は非締約国を經由して輸送される場合にあつては、次の(i)及び(ii)の要件を満すこと。

(i) 中間締約国又は当該非締約国において当該原産品について更なる加工が行われていないこと。ただし、物流に係る活動(例えば、積卸し、蔵置、当該原産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ当該原産品を輸送するために必要な他の作業)を除く。

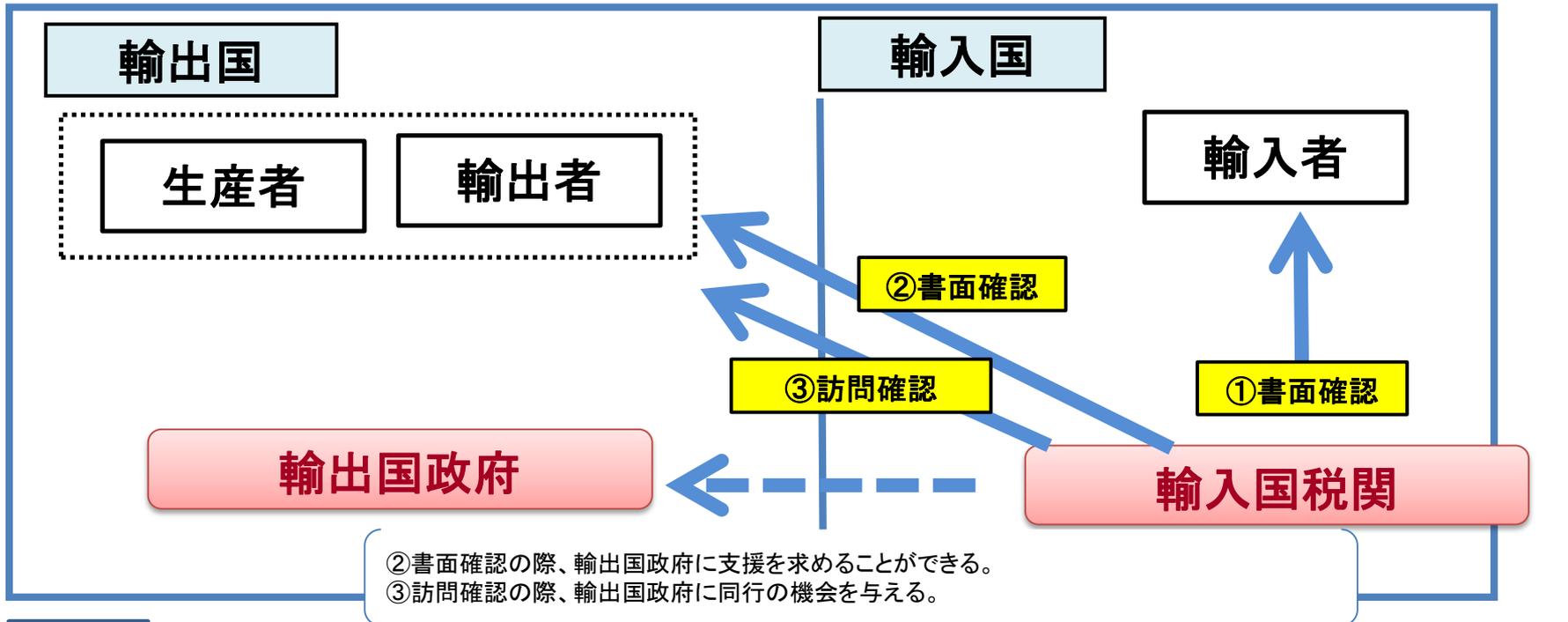
(ii) 当該原産品が中間締約国又は当該非締約国にある間、中間締約国又は当該非締約国の税関当局の監督の下に置かれていること。

2 (略)

3 (略)

原産性の確認手続(検認)

- ◆ 輸入された商品の原産性に疑義がある場合、輸入国の税関は、商品についての情報を求めることができる
 - ①輸入者に対する書面による確認(書面確認:商品について、質問票等により情報を求めること)
 - ②輸出者・生産者に対する書面確認
 - ③輸出者・生産者に対する訪問による確認(訪問確認:事務所や工場等を訪問し、商品の原産性を確認すること)※ 輸入者、輸出者、または生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠関税の適用を否認。
- ◆ 確認に備え、原産地証明書を作成した輸出者、生産者、輸入者は、特惠関税を適用した輸入に関する文書及び原産品であることを示すために必要な全ての記録を原産地証明書の作成から5年間保存する義務を負う。



注意

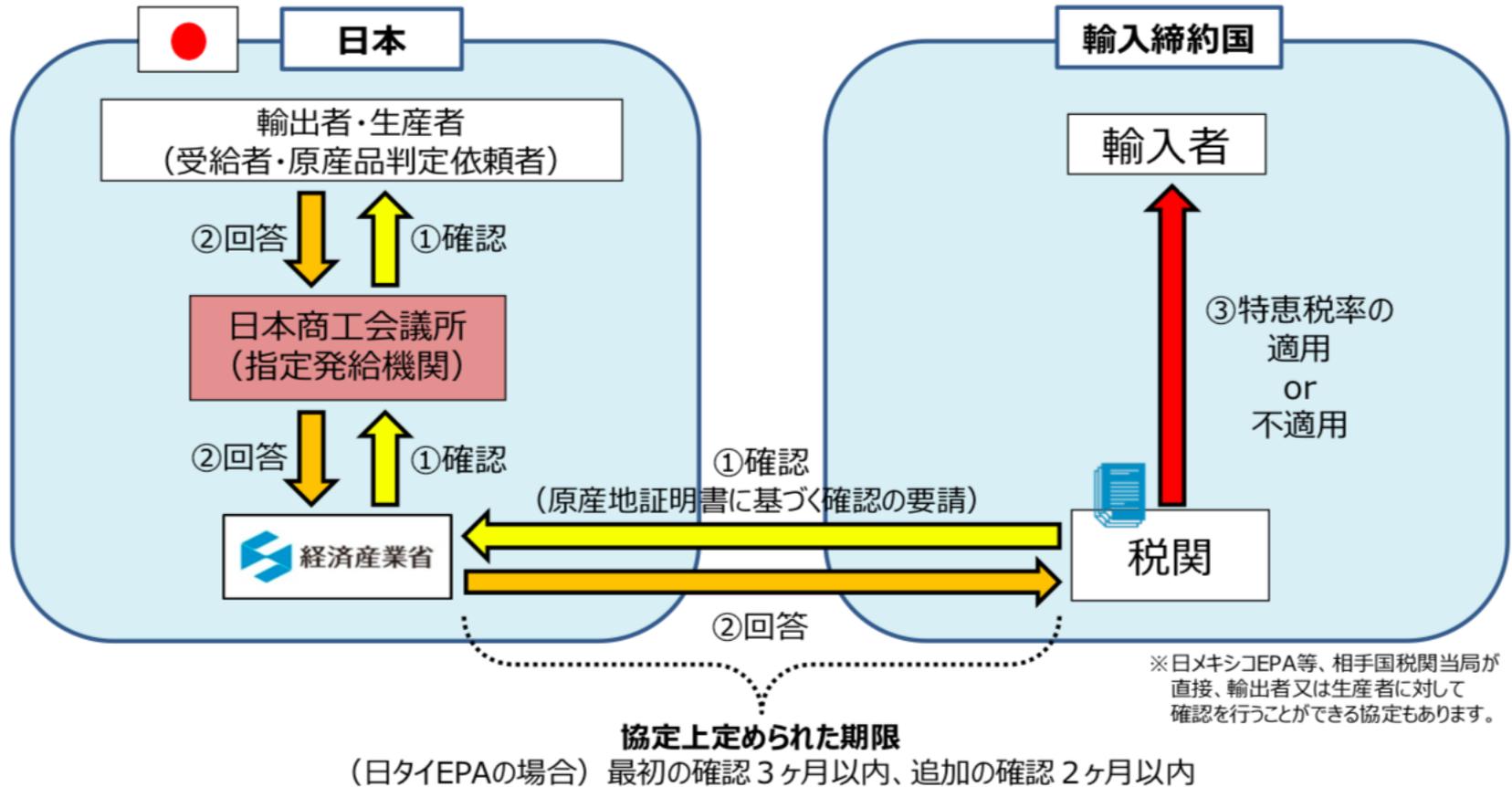
(3.27条注)

締約国は、関税上の特惠待遇の要求が輸入者の作成した原産地証明書に基づいて行われる場合には、輸出者若しくは生産者に対して当該要求を裏付けるために情報を要請すること又は輸出者若しくは生産者を通じた確認を完了することを要求されない。

原産性の確認手続(検認)

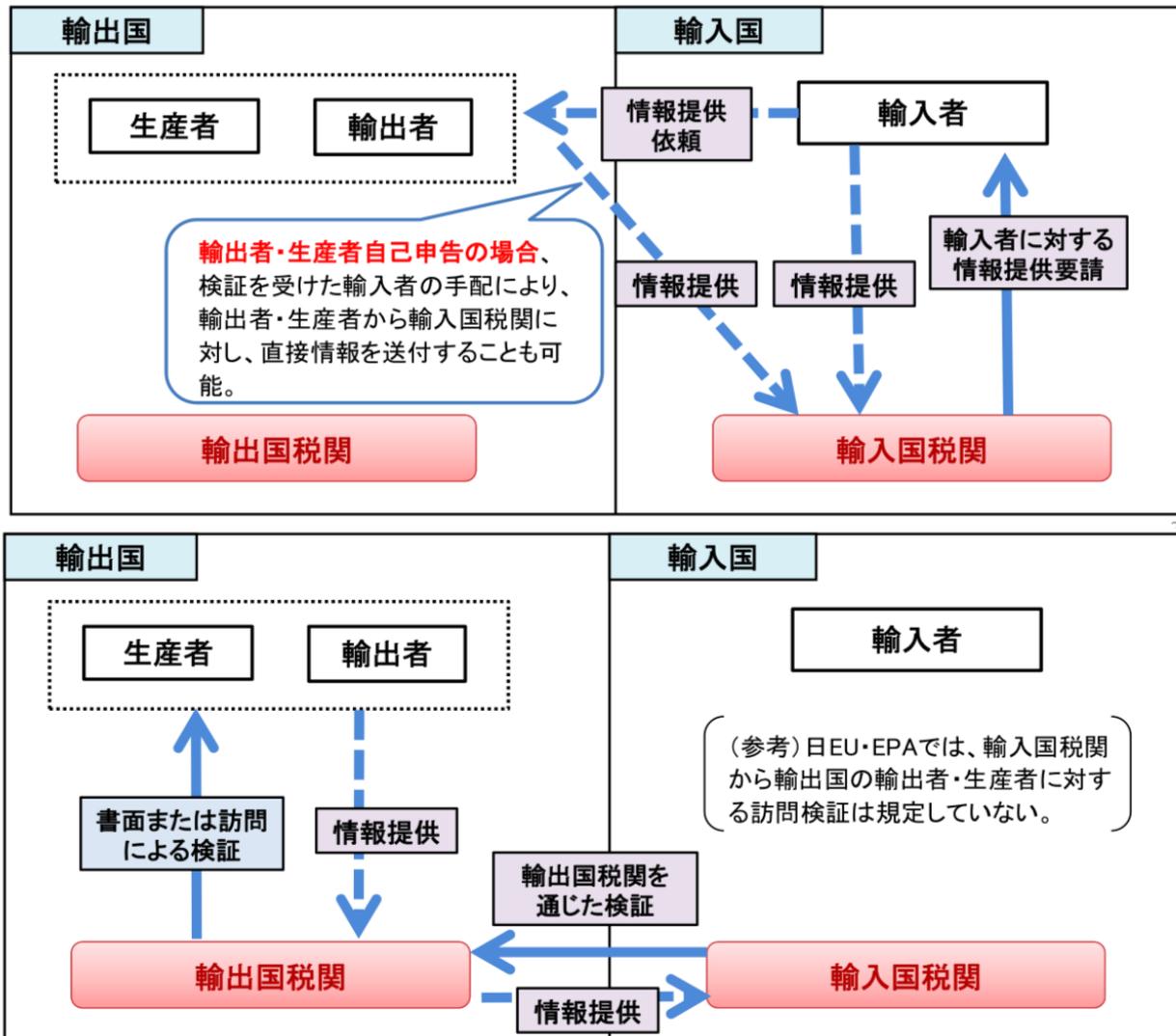
1. 確認対応	1-1. 書面確認の要請	少なくとも30日の回答期間あり、書面で提出
	1-2. 訪問確認の要請	30日以内に視察を受け入れるかどうかを回答
	1-3. 追加立証機会の提供	確認の結果、輸入側のTPP域内国が原産性を否認する意図がある場合には、輸入者、輸入国税関に直接情報を提供した輸出者や生産者に対し、産品が原産品であることに関する追加情報の提出のために少なくとも30日の期間を与える。
2. 確認対応 (繊維・繊維製品のみ適用)	2-1. 書類確認の要請	1-1. に準じる
	2-2. 訪問確認の要請	1-2. に準じる方法の他、輸入側のTPP域内国は、訪問の20日前までに、訪問希望日、訪問の対象となる輸出者および生産者の数などを受入側のTPP域内国に通知し、具体的な訪問先についても事前通知を行う義務を負う。 (注) 訪問の有効性の観点から、事前通知されない可能性もある。
	2-3. 追加立証機会の提供	1-3. に準じる。ただし、事前通知なしに訪問が実施された場合、追加で30日の期間を要請することができる(計60日)。
3. 原産性の決定	3-1. 税関当局による確認後の決定	確認を行った税関当局は確認後90日以内、かつ最初の確認要請後365日以内に原産性の決定を行う義務を負う。技術的に判断が難しい場合、期間を延長できる。
	3-2. 原産性の否認根拠となりえる事由	輸入側のTPP域内国は、(a)産品が特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合、(b)原産品であることの確認の結果、産品が原産品であることを決定するのに十分な情報が得られなかった場合、(c)要請に回答しなかった場合等に、関税上の特惠待遇を否認することが可能。
	3-3. 原産性の否認	原産性を否認された製品はTPPによる特惠関税を享受することが出来ない。

(参考) 原産性の確認手続(検認)/第三者証明制度



(出所) 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室: 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明書(第三者証明制度)への検認について 2020年2月

(参考) 原産性の確認手続(検認)/自己申告制度(間接検認/日EU・EPA)



(出所) 財務省関税局・税関: 日EU・EPA原産地規則について 2018年11月・12月

(参考) RCEPの原産性確認手続き

第三・二十四条 原産品であるかどうかについての確認^(注)

注 この条の規定の適用上、締約国は、原産品であるかどうかについての確認を促進するため、第三・三十三条(連絡部局)の規定に従って指定する自国の連絡部局のうちいずれかのもを自国の輸出産品に係る当該確認のための単一の連絡部局として指定することができる。

1 輸入締約国の権限のある当局は、他の締約国から一の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき原産品であるかどうかを決定するため、次の手段による確認手続を行うことができる。

(a) 輸入者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請すること。

(d) 産品に係る設備及び生産工程を視察し、並びに原産性に関する記録(会計の資料を含む。)を検査するため、輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。^(注)

注 この(d)の規定に基づく確認のための訪問については、(c)の規定による確認手続が実施された後にのみ実施する。

(e) 関係する締約国が合意するその他の手続をとること。

(以下略)

第三・十六条 原産地証明

4 (注) この場合(日本の輸入者自己申告制度の導入)において、同国は、輸入者による原産地申告に関し、第三・二十四条(原産品であることの確認)1(b) から(d)までに規定する手段による確認手続を行ってはならない。輸入者は、産品が原産品であることを証明するための十分な情報を有している場合に限り、原産地申告を作成するものとする。

根拠資料(保存書類)の保存期間

- ◆ EPAによる関税上の特惠待遇の要求を行った場合の原産性を立証する書類等の保管義務が協定毎に定められている。
- ◆ 検認など輸入国の税関からの問い合わせに備えて、根拠資料などの関連書類を協定に定められている期間保管する必要がある。
- ◆ ただし、日本への輸入においては国内法令により輸入の許可日の翌日から起算し原産品に関する書類を5年間保存する必要がある。

5年間	4年間	3年間
日メキシコ 日マレーシア 日チリ 日タイ 日インドネシア 日フィリピン 日インド 日ペルー 日オーストラリア 日モンゴル TPP11	日EU(輸出者、生産者)	日ブルネイ 日ASEAN 日スイス 日ベトナム 日EU(輸入者の知識) RCEP

(注)起算日: 第三者証明制度の場合は原産地証明書発給日の翌日、自己申告制度の場合は原産地証明書または申告文の作成日。日EU・EPAの輸入者の知識による場合は輸入日。

TPP11の事前教示制度

■事前教示制度(Advance Rulings)とは:

締約国が自国の輸入者、他の締約国の輸出者もしくは生産者からの書面による要請に対して、書面による事前の教示を行う制度をいいます。

■確認できる内容:

事前教示制度を利用して、以下の内容を確認することができます。

- ①関税分類
- ②特定の事案のために用いられる関税評価基準の適用について
- ③原産性の判定(原産地規則及び原産地手続きの規定に基づく原産品であるかどうか)
- ④締約国が決定するその他の事項

■回答までの時間:

締約国は可能な限り迅速に、最長でも150日以内に事前の教示を行うことを約束しています。

■有効期間:

最低3年間



事前教示の事例(チリ)

interesado son las siguientes:

Marca: Apple

Modelo: Apple Watch, A1553

Velocidad del Procesador: 533 MHz

Video Codec: H.264

Formato: MP4

Resolución: 1080p

Codec Audio: AAC

Conectividad: Bluetooth 4.0 LE

Memoria: 8GB

Cámara: No

Sensores: Acelerómetro

Giroscopio

PPG (sensor foto plasmográfico biométrico para monitorear pulso/ritmo cardíaco)

Sensor de luz ambiental

Microfono: 1 (uno)

Bocinas: 1 (una)

Batería: Recargable litio ion polímero 205mAh

Que se trata de un dispositivo de comunicación inalámbrica que se encuentra diseñado para ser usado en la muñeca del usuario para comunicarse con un iPhone 5 o posterior, por medio de una conexión inalámbrica (WiFi, Bluetooth, NFC).

Que, básicamente es una extensión del iPhone que proporciona al usuario una manera más fácil de acceder a las funciones del teléfono y con la habilidad de guardar información electrónica hasta 8 GB.

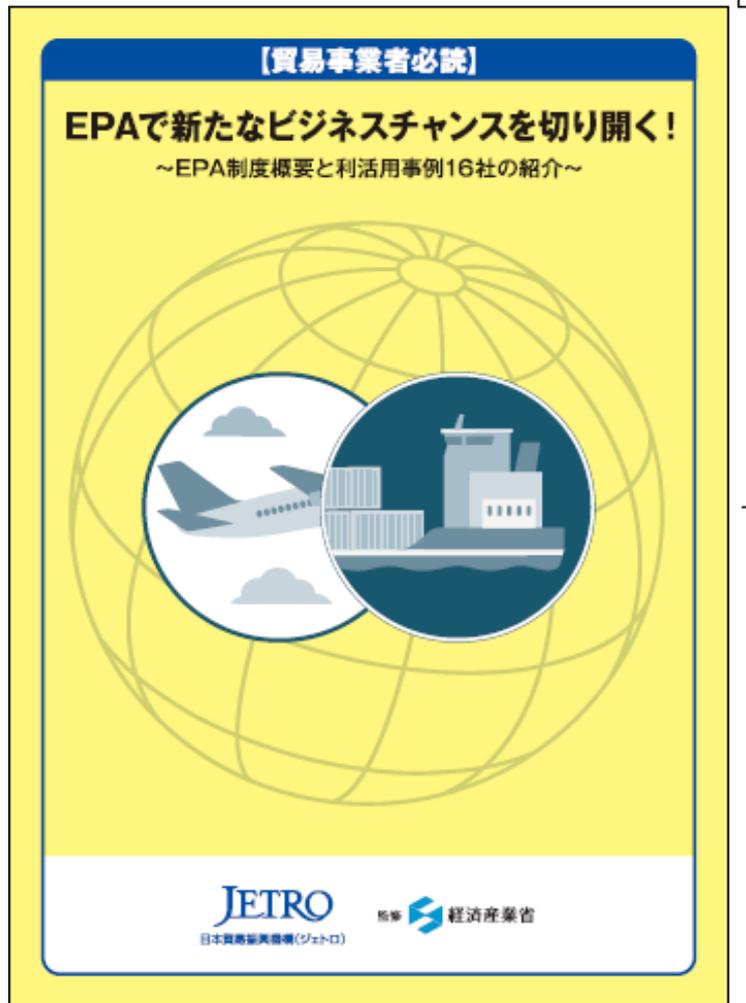
Apple Watch のチリへの輸入時に関する HS コードの照会に対して、税関当局が 2015 年 3 月 19 日に HS コード (8517.6290) を回答。Apple Watch はスマートフォンと類似した機能を持つことを理由に、税関は腕時計ではなく電気通信機器と判断した。

*** 事前教示制度については、ジェトロ作成「TPP11解説書」(18~19ページ)を参照**
https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf

4. TPP11の活用に向けて(社内体制の整備)

ジェトロ・ウェイブサイトで公開

https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/pdf/EPAjirei.pdf



No.	事例内容	EPA活用品目	活用EPA
1	特惠関税でこはぜと足袋をカナダへ輸出	こはぜ、足袋	TPP11
2	関税の即時撤廃が輸出拡大の追い風に	ごま油等ごま製品	TPP11、日EU、二国間EPA (インドネシア、フィリピン等)
3	社内連携でTPP11や日EU・EPAに対応	ピアノ	TPP11、日EU、日米貿易協定、二国間EPA (インドネシア等)
4	少人数の実務担当者でEPAを積極活用	自動車部品	日米貿易協定、日EU、二国間EPA (メキシコ、タイ、マレーシア)
5	洗練されたキッチン雑貨を世界市場へ	テーブルウェア等	日EU、日豪
6	高度な技術を駆使した絹織物を欧州へ	先染絹織物	日EU
7	鹿児島発のオーガニック茶を欧州へ	鹿児島茶	日EU、日タイ
8	日本産伝統工芸品を世界のラグジュアリー市場へ	伝統工芸品	日インドネシア
9	安心できる哺乳瓶で世界市場を攻める	哺乳瓶	日タイ
10	EPAの活用で競争力強化を体感	自動車整備用リフト	日ASEAN、二国間EPA (マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン)
11	TPP11利用による関税削減メリットを実感	理美容用機器、歯科用機器	TPP11、日EU、二国間EPA (インドネシア、タイ、メキシコ等)
12	万全の社内体制でEPAを活用、インキを世界へ	印刷用インキ	日メキシコ、日ASEAN
13	EPAの利用で25%の関税率を削減	包丁	TPP11、二国間EPA (タイ、マレーシア、シンガポール等)
14	EPAを活用し石油ストーブを世界市場へ	石油ストーブ、石油ファンヒーター	日チリ、日インド、日EU
15	EPAを活用しリカバリーウェアを欧州市場へ	リカバリーウェア (休息時用ウェア)	日EU
16	EPAの利用で30%の関税率が無税に	冷凍とろろ芋	日タイ

どのような体制でEPAの実務にあたっていますか？

資料:「EPAで新たなビジネスチャンスを開き切る！
～EPA制度概要と利活用事例16社の紹介～」(ジェトロ作成)

社内連携体制構築

- 社内で連携体制を築いている。協定利用手続きは物流部門が担う一方、原産地証明書の基礎資料は製造部門が作成している。
- 原産地証明書取得にあたっては製造現場や調達先が協力的に対応してくれており、これまでEPAの利用に際してのトラブルはない。
- 生産部門は営業担当を巻き込みながら、最終的には全社メリットとなることを丁寧に説明し、当事者意識を持てるよう粘り強くコミュニケーションを取りことで協力関係を築くことができた。
- 原産地証明に必要な情報は、製造部門から担当セクションに都度提供されている。製造部門はEPAの利用趣旨を理解し、情報提供に協力的。

調達先との協力関係構築

- 最初は原材料の調達先から素材や原産地などさまざまな情報を集めなければならなかったため、非常に手間がかかり大変であった。しかし、一度調達先から協力を得られると、大きな問題はないと感じている

人員配置・人材育成

- 手続きにはある程度のノウハウが必要なので、人員は頻りに替えることはせず、人材の定着とともに知見の蓄積を図っている。
- 人員が移動などで交代した際には、新任者に対して業務の引継ぎに加えてベテラン担当者がフォローしている。詳しい業務マニュアルを用意し、後任者が円滑に業務を行える環境を整備している。
- EPA利用にあたっては社内の二人で分担している。一名は海外拠点とのやりとり、もう一人は原産地証明書など各種書類の準備・保管を行っている。

社内マニュアル等の作成

- 日EU・EPAの自己申告(証明)書類の作成に当たっては、社内で統一したフォーマットを作成し、繰り返し使うことで作成にかかる手間を削減している。
- EPA手続きに関する社内マニュアルを作成し、その後も活用しているので、申請にあたっては比較的スムーズな対応が行えている。

トップページ

発給までの流れ

ワークショップ

EPAの活用実態

E-learning

受託企業



E-learning

トップページ > E-learning

Contents

■ 初心者向け



EPA利用のための輸出品の
確認



理解度確認クイズ



原産地判定の基本的な考え方

■ 目的別動画



HSコードとは？
(HSコードの分類方法につい
て)



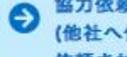
特定原産地証明書の申請手続
き
(日商への原産品判定依頼・発
給申請)



自己証明制度での書類作成方
法(日EU協定・TPP11ご利用
の方)



組織的なEPA活用の必要性
(社内体制構築の重要性)



協力依頼の必要性
(他社へ作業を依頼する場合/
依頼された場合の留意点)

EPAに関する正しい
知識を身につけましょう！



【EPA相談デスク(E-learning)/組織的なEPA活用の重要性(社内体制構築の重要性)】



組織的なEPA活用の必要性 (社内体制構築の重要性)

EPAを活用するための基本知識と組織全体での活用手順について解説します。
組織を束ねる経営者・管理職の方に特にご覧いただきたい内容です。

目次

1. 講義の目的と導入 (06:58)	▷再生	視聴できない場合
2. EPA利用によるウマミ(メリット)の把握 (08:59)	▷再生	視聴できない場合
3. EPA利用に必要なテマ(作業)の把握 (13:07)	▷再生	視聴できない場合
4. EPA利用に向けてイチガン(一丸)となることの必要性 (09:16)	▷再生	視聴できない場合
5. まとめ (01:30)	▷再生	視聴できない場合

(参考)相談窓口

ジェットロ相談窓口

ジェットロのサービス

・輸出支援 ・海外進出支援 ・支援サービス一覧 ・ジェットロ活用事例 ・全国のジェットロの窓口

貿易投資相談

このページを印刷する

輸出入や海外進出の実務のご相談に対して、経験豊富なアドバイザーがお応えします。

- ・無料のサービスです。
- ・面談（約1時間）も可能です。
- ・海外在住のお客様は最寄りの海外事務所までお問い合わせください。

ご相談のお申し込みから回答までの流れ

1 ご相談のお申し込み

お客様情報とご相談内容の登録



オンラインの場合

24時間受付



お電話の場合

9-12時、13-17時
土日・祝祭日・年末年始
を除く

ご回答のご連絡およびフォローアップのために以下の情報をご登録いただけます。お電話の場合はオペレータからお伺いします。

- | お客様情報 | 相談内容 |
|--------------------|----------------------|
| 1. お名前 | 1. 対象地域・国 (※3) |
| 2. 企業名 | 2. 質問内容 |
| 3. お電話番号 (※1) | ・注意事項 (※1～3) を確認する + |
| 4. 所在地 (都道府県) | |
| 5. E-mailアドレス (※2) | |

なお、サービス品質向上のため、オペレーターとの通話を録音させていただいております。

2 ご回答

ジェットロからのご連絡

担当アドバイザーが電話もしくはメールで回答いたします。



ご相談には受け付け順に対応します。

面談ご希望の場合も、電話にて日程調整します。ご希望日の5営業日前までを目安にお申し込みください。

お願い：

第三者への提供・開示を前提とするご相談は、ご質問の趣旨・内容が正確に把握できず、誤った情報提供に繋がる恐れがあるため、当該ビジネスの当事者の方からお申し込み願います。また、回答は相談者のみに提供いたします。なお、本サービスでは、調査の請負、代行、翻訳等は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご相談後に、ジェットロより状況確認およびフォローアップのお電話をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ご相談のお申し込み

本サービスをご利用いただく場合は、免責事項及び個人情報の取り扱いにご同意いただいたものとみなします。



ご相談のお申し込みはオンラインとお電話です。

オンラインでのお申し込み

24時間受け付けています。初めてご利用の場合は利用者登録が必要になります。原則として最寄りのジェットロで承ります。

[お申し込みに進む](#)

オンラインでのお申し込みの場合は、ご登録いただいた住所の最寄りのジェットロに自動的に送信されます。本部（東京、大阪）など最寄りのジェットロ以外での相談をご希望される場合はその旨を質問内容欄に記載してください。

お電話でのお申し込み

最寄りのジェットロまでお問い合わせください。

平日9時～12時/13時～17時
(土日、祝祭日・年末年始を除く)

東京	03-3582-5651
大阪	06-4705-8606
その他の地域	最寄りのジェットロを見る

EPA相談デスク

<https://epa-info.go.jp/>



委託事業者：  東京共同会計事務所
TEL 0120-910-385 Mail epa-desk@epa-info.go.jp

トップページ

発給までの流れ

EPA活用セミナー

ワークショップ

EPAパンフレット

E-learning

受託企業

経済産業省委託事業

経済連携協定（EPA）を活用して、海外事業を拡大しよう

EPAの手続きをご相談されたい方へ

無料電話相談受付中

0120-910-385

100%

財務省税関 EPA原産地センター

EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出についての相談（対面又はメール）を開始しました

相談内容

日オーストラリア協定、TPP11、日EU協定に係る自己申告制度を利用した日本からの輸出に係る内容について
例)

- 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるでしょうか。
- 輸出をする際に原産品申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいでしょうか。
- 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいでしょうか。

相談対象者

上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

ご利用方法

以下の事項を記載して、以下のメールアドレスあてに送付ください。

（1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）、（2）相談したい内容、（3）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

送付先メールアドレス：epa-roo-center2@customs.go.jp

※頂きましたお問合せメールにつきましては、翌開庁日までに受領の連絡をいたします。

お問合せ内容によっては、正式な回答にお時間をいただく場合もございますのでご了承ください。

相談先

財務省税関 EPA原産地センター

住所：東京都港区海岸2-7-68

電話：03-3456-2171（※）

※お電話でのご相談は承っておりませんので、上記メールアドレスへのご連絡をお願いいたします。

ご清聴有難うございました

【ご注意】

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。

主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。